

1963年9月30日(第7日目)

1. 講議並に散会時談(午前10時36分 ~ 午後1時1分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 義太郎	2番	比加 定亮	3番	天久 盛	4番	天久 雄助
4番	安次吉 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春安	7番	仲村 春安
7番	稻嶺 正康	8番	石田 英正	9番	安里川 大昇	10番	安里川 大昇
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	伊佐 城昌	13番	伊佐 城昌
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	中里 幸助	~	中里 幸助
~	~	17番	伊佐 貞寿	18番	古賀藏 清次郎	~	古賀藏 清次郎
~	~	20番	仲村 盛光	21番			

3. 不応招議員は次の通りである。

16番 富里 敏行 19番 式島 行男

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 義太郎	2番	比加 定亮	3番	天久 盛	4番	天久 雄助
4番	安次吉 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春安	7番	仲村 春安
7番	稻嶺 正康	8番	石田 英正	9番	安里川 大昇	10番	安里川 大昇
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	伊佐 城昌	13番	伊佐 城昌
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	中里 幸助	~	中里 幸助
~	~	17番	伊佐 貞寿	18番	古賀藏 清次郎	~	古賀藏 清次郎
~	~	20番	仲村 盛光	21番			

5. 欠席議員は次の通りである。

16番 富里 敏行 19番 式島 行男

6. 市町村自治法第61条の規定により、歳費説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春安 助役 岡屋 真徳 総務課長 松川 正義

1963年9月30日(第7回目)

1. 開講速報会時数(午前10時36分 ~ 午後1時1分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久義太郎	2番	比嘉定義	3番	天久義	4番	天久義	5番	天久義
4番	安政信	5番	石川真大	6番	天伊安	7番	天伊安	8番	天伊安
9番	植松正敏	10番	石田真美	9番	安川繁	10番	安川繁	11番	安川繁
10番	又吉正弘	11番	石川繁永	12番	大官幸	13番	大官幸	14番	大官幸
13番	伊佐真得	14番	仲村喜	15番	中野幸	16番	中野幸	17番	中野幸
~	~	17番	伊佐真寿	18番	中野幸	~	~	19番	吉川義
~	~	20番	仲村昌光	21番	吉川義	~	~	~	吉川義

3. 不応招議員は次の通りである。

16番 宮里敏行 19番 式島行男

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久義太郎	2番	比嘉定義	3番	天久義	4番	天久義	5番	天久義
4番	安政信	5番	石川真大	6番	天伊安	7番	天伊安	8番	天伊安
7番	植松正敏	8番	石田真美	9番	安川繁	10番	安川繁	11番	安川繁
10番	又吉正弘	11番	石川繁永	12番	大官幸	13番	大官幸	14番	大官幸
13番	伊佐真得	14番	仲村喜	15番	中野幸	16番	中野幸	17番	中野幸
~	~	17番	伊佐真寿	18番	中野幸	~	~	19番	吉川義
~	~	20番	仲村昌光	21番	吉川義	~	~	~	吉川義

5. 欠席議員は次の通りである。

16番 宮里敏行 19番 式島行男

6. 市町村子細法規も上条の如きにより、議事録のため出席したものは次の通りである。

市長 村松義助 勉強課長 富澤義一 課長 鈴木義一 正義

建設課長 島袋 昌兼 民生課長 当山 全吾 水道課長 因吉 真義  
住民課長 仰村 春信 経済課長 沢レ 安一 財政課長 須尾 特後  
新田代  
大城 ひさ

7. 議会事務局出席者

局長 宮原 光雄 書記 照屋 敏 島袋 真由 知念 寿光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1 一 説 質 問

経営課長 話秦 目兼 民生課長 当山 金符 水道課長 回吉 真義  
計長課長 伊村 春信 経済課長 沢し 姫二 駅水課長 鹿尾 修復  
講究室事務局出席者  
局長 宮坂 光矩 斎記 横山 喬 母榮 真古 大志 春光  
い、説明は次の通りである。

日程第1. 一般質問

議長～出席議員15名であります。市町村自治法第53条の規定について  
只今より第7回の会議を開きます。  
(午前10時36分)

議長～昨日に引き続き一般質問に参ります。

3番～私の第1番目の質問が残っておりますので質問致します。  
市になつてから一ヶ月になりますが、衛生法の適用を受ける様になり、環境衛生面に何如のように留意改善なされたか、又宣野市  
の現状において、今後何となる施策をなさるつもりであるのかと  
云う様な質問であります。まず課長さんから今までどの様な改善  
に留意されて来たか、と云うことについて御答弁願いたいと思  
います。

市長～衛生課長の方で答えてもらう様に決つていましたので、課長に代  
つて答弁させます。

衛生課長～お答え致します。これにつきましては12番議員さんの第2問に  
も関連するかと思いますので、1つにしてお答えして良いでしょうか。  
含めてお答え致します。3番議員さんの何が市昇格になり一  
ヶ月になるが、どう云ふうにして改善されたかと、尙今後の方  
針、どう云つた何があるかとこう云ふうな御質問でありますが  
先ず清掃法が施行されまして、それに基づきまして市の条例も清  
掃条例が出来ましたので、それに基づいて、特に従来とかわつた  
点は、法に示めします通り清掃区を設置して、環境衛生の万全を  
図さねばならんと云うのもありますので、先ず清掃區域としまし  
て、13区域指定されております。市内にその内特殊な区域とし  
まして、外人住宅地域これが9区域あると、4区域が一般の住宅地と  
云ふうになつております。しかしそれには大山あたりが含まれ  
ておりますので、重複していることもあります。それで市長としま  
しては、法にも示めされておりますので、市長の市町村長の許  
可を受けなければならんと、汚物取扱い業者ですね、それは13  
名置いてある訳であります。それで許可証もすぐにおあげして、  
今事業を進めております。そしてチリ捨て場を一ヶ所に決めて、  
これが捨て場だと云ふうにして指定して、そこにもつて来る様  
に指示をしてあります。その場所は現在の善天閣からひ行場に入る  
左側のくぼ地ですね、そこが指定されております。大体清  
掃法が施行され、条例も設定されて新しくやつて来たと云うのが  
以上の様なものであります。非常に問題とされておりますのは  
大川さんの御質問にもあります様にじんかい処理場の問題であります。  
市としましてはその場所は一ヶ所だと、今申し上げました  
ひ行場入り口のあのあなたに指定してあります。自然捨て場があつ  
ちこつちに出来てしまつておると云うのが、市の今の清掃關係の  
ガムと云ふうになつております。特に野嵩の箇などは政府道に

議長～出席議員15名であります。市町村自治法第53条の規定について  
只今より第7回目の会議を開きます。  
(午前10時36分)

議長～昨日に引き続き一般質問に移ります。

3番～私の第1番目の質問が残っておりますので質問致します。  
市になつてから一ヶ月になりますが、衛生法の適用を受ける様になりました。環境衛生面に何如ように留意改善なされたか、又宇野市現況において、今後何となる施策をなさるつもりであるのかと云う様な質問であります。まず課長さんから今までどの様な改善に留意されて来たか、と云うことについて御答弁願いたいと思います。

市長～民生課長の方で答えてもらう様に決つていましたので、課長に代つて答弁させます。

民生課長～お答え致します。これにつきましては12番議員さんの第2問にも関連するかと思いますので、1つにしてお答えして良いでしょか。含めてお答え致します。3番議員さんの何が市昇格になり一ヶ月になるが、どう云ふうにして改善されたかと、前今後の方針、どう云つた何があるかと云ふうな御質問でありますが先ず清掃法が施行されました、それに基づきまして市の条例も清掃条例が出来ましたので、それに基づいて、特に従来とかわつた点は、法に示めします通り清掃区を設置して、環境衛生の万全を期さねばならんと云うのもありますので、先ず清掃区域としまして、13区画指定されております。市内にその内特殊な区域としまして、外人住宅地域これが9区あると、4区が一般の住宅地と云ふうになつております。しかしそれには大山あたりが含まれておりますので、重複していることもあります。それで市長としましては、法にも示めされておりますので、市長の市町村長の許可を受けなければならんと、汚物取扱い業者ですね、それは13名置いてある訳であります。それで許可証もすぐにおあげして、今事業を進めております。そしてチリ捨て場を一ヶ所に決めて、ここが捨て場だと云ふうにして指定して、そこにもつて来る様に指示をしてあります。その場所は現在の普天間からひ行場に入る左側のくぼ地ですね、そこが指定されております。大体清掃法が施行され、条例も設定されて新しくやつて来たと云うのが以上の様なものであります。非常に問題とされておりますのは大川さんの御質問にもあります様にじんかい処理場の問題であります。市としましてはその場所は一ヶ所だと、今申し上げましたひ行場入り口のあのあなたに指定してありますが、自然捨て場があつちこつちに出来てしまつておると云うのが、市の今の清掃關係のガムと云ふうになつております。特に野嵩の後などは政府道に

面した所の自然に出来た捨て場になつておりますが、向こうを通りてみると良く見てみると、非常にこの臭気がして非常に見苦しい様なのがあります。市としましてはどうしても撲滅された所でないといけないと云うので、再三にわたつて向こうは捨ててはいけないと、立札までも何回となくやつて来たんですが、ひる間は捨てるものはないんだが、ばんになつてこつそり捨ててしまふと云う様な状態で、過去一ヶ月前あたりはわざかな捨て場でありましたが、これが次第に広がつて道路に沿つた 60m 位に広がつてしまつてはいる様な現状であります。これをどうするかと云うのが非常に頭をなやましておりますが、ちょうど今慶濱掃除隊も明日から入りますので、7日間であります。市としましては、フルトーザをもつて行つてしまふとして、そこに衛生課からの援助でもつて満ろくをしてもらうと云ふうにして、何んとかその捨て場をなくしたいと云う様な考え方をもつております。尚今築の大きな考え方としましては、市が大きくなればなるほどじんかいが多く出るのが自然の何んでありますので、現在西海岸の埋立開発、かん拓等も計画されておりますし、そう云つた計画とあいまつて海岸の方に捨て場を(ちり)を捨てる様なふうにして埋て行きたいと、どうしても陸上では行けないんじやないかと、将来の宣野瀬市を考えた場合にどうしても捨て場をここだと指定したとしても、何時かはそこに広がつて来る都市が広がつて来るのだと云う様な計画の基にそう云つた海の干拓とタイアップして進めて行きたいと云うのが考え方になつて居ります。大体以上の様でありますが、質疑応答式で進みさせて戴きたいと思います。御質問にお答えします。

議長～10番、12番議員の質問を報告します。

3番～貝今議長さんの何ぞ(じんかい)処理の内容は大体分つております。その外に衛生法が適用されてやらなければいかん問題が沢山あると愚んでますが、今議長さんが云われたのは、(ほんのじんかい)とかと云う面に留意されておる様なっていますが、それ以外に衛生法を適用されてやらなきやいかん問題があると思うんだがその面についての施策は何か。

民生課長～お答えします。法にあります様に政府は科学的技術で援助、それから財政の援助もやらなければならんと云うこともありますし、尚15条でしたか、捨場、(しらべの処理場)それから便所公設の公衆用の(ちり捨場)そう云つたのを市町村が計画した場合に、融資斡旋もしなければならんと、云う様なことでありますので、今もち論公設、公衆の便所としまして、2ヶ所設置されておりますが、今の所、非常に(難か)の所に捨て場等、捨て箱ですか、そう云つたのを設置することが考えられる段であります。

面した所の自然に出来た捨て場になつておりますが、向こうを通りてみると良く見てみますと、非常にこの臭気がして非常に見苦しい様なのがあります。市としましてはどうしても指定された所でないといけないと云うので、再三にわたつて向こうは捨ててはいけないと、立札までも何箇となくやつて来たんですが、ひる間は捨てるものはないんだが、ばんになつてこつそり捨ててしまふと云う様な状態現状で、過去一ヶ年前あたりはわざかな捨て場がありました。これが次第に広がつて道筋に沿つた60m位に広がつてしまつてゐる様な現状であります。これをどうするかと云うのが非常に頭をなやましておりますが、ちょうど今度清掃週間も明けから入りますので、7日間であります。市としましては、ブルトーザをもつて行つてしまおろして、そこに衛生課からの援助でもつて清ろくをしてもらうと云うふうにして、何んとかそこの捨て場をなくしたいと云う様な考え方をもつております。尚今後の大きな考えとしましては、市が大きくなればなるほどじんかいが多く出るのが自然の何んでありますので、現在西海岸の埋立關係、かん拓等も計画されておりますし、そう云つた計画とあいまつて海岸の方に捨て場を(ちり)を捨てる様なふうにして埋て行きたいと、どうしても陸上では行けないんじやないかと、将来の宣野市を考えた場合にどうしても捨て場をここだと指定したにしても、何時かはそこに広がつて来る都市が広がつて来るのだと云う様な計画の考え方の基にそう云つた海の干拓とタイアップして進めて行きたいと云うのが考え方になつて居ります。大体以上の様でありますが、質疑応答式で進めさせて戴きたいと思います御質問にお答えします。

議長～10番、12番議員の出席を報告します。

3番～只今の課長さんの何ぞ(じんかい)処理の内容は大体分つております。その外に衛生法が摘要されてやらなければいかん問題が沢山あると思なんですが、今課長さんが云われたのは、(ほんのじんかい)とかと云う面に留意されておる様であります。それ以外に衛生法を摘要されてやらなきやいかん問題があると思うんだがその面についての施策は何か。

民生課長～お答えします。法にあります様に政府は科学的技術で援助、それから財政の援助もやらなければならんと云うこともありますし尚15条でしたか、捨場、(し尿の処理場)それから便所公設の公衆場の(ちり捨場)そう云つたのを市町村が計画した場合に、融資斡旋もしなければならんと、云う様なことでありますので、今もち論公設、公衆の便所としまして、2ヶ所設置されておりますが、今の所、非常に(繁か)の所に捨て場等、捨て箱ですか、そう云つたのを設置することが考えられる訳であります。

3番～し届と、そう云う問題があると思なんですが、先きの答弁の申から  
ユツエツ質問して行きたいと思つております。今現在13区の清掃の指定人があると云うんですが、その内9人が外人と、あと  
4区が眞間と云うことになる訳であります。市全体がその4区  
の業者で(じんかい)処理が出来るかどうかですね、それ以外の  
又指定していない地域はどこどこであるか、その所の(じんかい)  
はどう云うふうに処理されているか。

農基課長～今の所、4区といいますのは、普天間から大蔵名当りまでが一般の住宅地域の指定業者と云うふうになつております。これはそ  
の4業者で充分であろうと云うふうに思つております。それに外  
人への貸住宅地域これが11区、9区であります。これも充分  
やつて行けるんだと云うふうに思つております。これが指定され  
た以外と云いますと、大体農村部落の方であります。そう  
云つた所の(チリ)の廃棄と云う様な所までは、未だどうと云う  
具体的な何はやつておりますが、只直野瀬の方に仮設無微所(チ  
リ捨て場のですね)これを補助して今作つておる様になつております。  
3ヶ所直野瀬で設置することに補助をあたえてやられております。

3番～現在農村部落はやられてないと云うことであるが、しかしあの辺  
に行つたら、あつちこつちで道端に相当(じんかい)が捨てられ  
ておる状況を市当局が見ておられるそう云う面の処理は誰がやる  
かそう云うものを検討されているかどうか、それからもうユツ  
若しこの指定業者は市と契約を結んでやつている訳でありますが  
その指定業者が、その地域、地域において検定の方から、この(チ  
リ)を集積拒否した場合には、どう云う措置を取られるかですね。  
そう云う実例がある場合はどう措置を取られるか。

農生課長～田舎の場合には、立つてどう云うこともなかろうと云うふう  
に思つておりますので、別にそこまでは考えておりませんが、非常  
に見苦しいまま、ぎたない環境衛生上悪いと云う様な場合には  
見つけ政策車を借りてでも、今は清掃週間中この車を借りてやつ  
ておりますので十都落の要請によりその取扱いをやろうと云う  
ふうに考えております。尚業者が契約にその許可の条件に違反し  
た場合これの処理でありますが、当然条件にも、法にもあります  
のでその許可の取消等の何が出来ます。それに罰則ももうけられ  
ておりますので、それを適用する外にないんじやないかと思つて  
おります。現在その指定業者が拒否したと云うのが今1件ある訳  
ですが、この大山根ボラム低を出してそこに(チリ)を集積して  
あるが、月1度と云うふうに契約もしておるんだが(じんかい)  
の中に小石があると云う条件で拒否され(チリ)がたまつてお  
る状態であるんです。市当局が考える(じんかい)がどの程度石

3 番～し辰と、そう云う問題があると思ひますが、先きの答弁の申から  
1ツ1ツ質問して行きたいと思つております。今現在13区の清掃の指定人があると云うんですが、その内9人が外人と、あと  
の4区が民間と云うことになる訳であります、市全体がその4区の業者で（じんかい）処理が出来るかどうかですね、それ以外の  
又指定していない地域はどこどこであるか、その所の（じんかい）はどう云うふうに処理されているか。

民生課長～今の所、4区といいますのは、普天間から大謝名当りまでが一  
般の住宅地域の指定業者と云うふうになつておられます。これはそ  
の4業者で充分であろうと云うふうに思つております、それに外  
人への賃住宅地域これが11区、9区でありますが、これも充分  
やつて行けるんだと云うふうに思つております。これが指定され  
た以外と云いますと、大体農村農家部落の方でありますが、そ  
う云つた所の（チリ）の処理と云う様な所までは、未だどうと云う  
具体的な何はやつておりますが、只宣野湾の方に仮積集積所（  
チリ捨て場のですね）これを補助して今作つておる様になつてお  
ります。3ヶ所宣野湾で設置することに補助をあたえてやられて  
おります。

3 番～現在農村部落はやられてないと云うことであるが、しかしあの辺  
に行つたら、あつちこつち道端に相当（じんかい）が捨てられて  
おる状況を市当局が見ておられるそろ云う面の処理は誰がやる  
かそろ云うものを検討されているかどうか、それからもうユツ、  
若しこの指定業者は市と契約を結んでやつている訳でありますが  
その指定業者が、その地域、地域において特定の方から、この（  
チリ）を集積拒否した場合には、どう云う措置を取られるかです  
ね。そろ云う実例がある場合はどう措置を取られるか。

民生課長～田舎の場合には、眞立つてどう云うこともなかろうと云うふう  
に思つておりますので、別にそこまでは考えておりませんが、非  
常に見苦しいまま、きたない環境衛生上悪いと云う様な場合には  
見つけ次第車を借りてても、今は清掃週間申この車を借りてやつ  
ておりますのでや部落の要請によりその取扱付等をやろうと云う  
ふうに考えております。尙業者が契約にその許可の条件に違反し  
た場合これの処理でありますが、当然条例にも、法にもあります  
のでその許可の取消等の何が出来ます。それに罰則もうちうけられ  
ておりますので、それを適用する外にないんじやないかと思つて  
おります。現在その指定業者が拒否したと云うのが今1件ある訳  
ですが、この大山校舎ドラム缶を出してそこに（チリ）を集積し  
てあるが、月1度と云うふうに契約もしておるんだが（じんかい）  
の中に小石があると云う条件で拒否され（チリ）がたまつてお  
る状態であるんです。市当局が考える（じんかい）がどの程度石

がまざつたものであるかドラム紙に子供達が捨てるもんだから石が多いからこれは取らんと云う様な場合で拒否しておる実例があるが、この現状を聞いたことがあるかどうか。

民生課長～別にそう云う様なことまでは今まで聞いたことはございませんが、しかしこの汚物の程度と云いますか、それは石ころがまざつておると云う様なことは、これは常識によつて判断するより外にしようがないんじやないかと云ふうに思います。

3番～それは処理の条件になりますか。

民生課長～純然たる石だと云うことになると何んでしようね。

3番～いやまざつている場合。

民生課長～まざつている場合は取らないといけないんじやないかと思いますが、それに石に汚染しておるという場合は、多分考え方される訳であります。

3番～この辺生法によりますと、何か市当局から衛生法が適用されて、或は議会とか養育金とか云うのは、街から多さなければいかんと云う様な伝達があつたと云う様なお話を聞いて、そしてこの業者においてはあわてて直ぐに移転を始める準備をしておるし、又移転を始めておる方もおられるんだが、その中で法を守つて移転をやる方とあくまでも我々は前からこうだつたと云う様主張をする方が出てくると思んだが、その取り扱いについて当局はどのように指導しどの様に措置をなさるおつもりであるか。

民生課長～その通達については、直接私、3月から来ておりますので、充分には解つておりますが、しかし多分こう云うことだつたと私は思ひます。既設の法が施行されてから既設のちく舎とか、そう云つた清掃法(抵ショク)する施設等の取扱いについては1ヶ年は適用できないと云ふような規定になつております。もちろん1ヶ年超過すれば法の適用が受けられる訳であります。直ぐただちに撤去せよと云う様なことではないんです。と云ふように思つております。

3番～すでに、やがて1ヶ年にもなるがそれについて当局はどう云う措置をなされるつもりであるか、もうやがて法の適用を受ける機会にもなる。どう云う措置をなされるかそのまま放置するもんであるか、法を適用して勧告して移転をさせるつもりであるか。

民生課長～それにつきましては、あくまでも環境衛生の上に立つて衛生法

がまざつたものであるかドラム缶に子供達が捨てるもんだから石が多いからこれは取らんと云う様な場合で拒否しておる実例があるが、この現状を聞いたことがあるかどうか。

民生課長～別にそう云う様なことまでは今まで聞いたことはございませんが、しかしこの汚物の程度と云いますか、それは石ころがまざつておると云う様なことは、これは常識によつて判断するより外にしようがないんじやないかと云うふうに思います。

3番～それは処理の条件になりますか。

民生課長～純然たる石だと云うことになると何んででしょうね。

3番～いやまざつている場合。

民生課長～まざつていう場合は取らないといけないんじやないかと思ひますが、それに石に汚染しておるという場合は、多分考え方される説であります。

3番～この衛生法によりますと、何か市当局から衛生法が適用されて、或は畜舎とか養けい業とか云うのは、街から移さなければいかんと云う様な伝達があつたと云う様なお話しを聞いて、そしてこの業者においてはあわてて直ぐに移転を始める準備をしておるし、又移転を始めておる方もおられるんだが、その中で法を守つて移転をやる方とあくまでも我々は前からこうだつたと云う様主張をする方が出てくると困んだが、その取り扱いについて当局はどの様に指導しどの様に措置をなさるおつもりであるか。

民生課長～その通達については、直接私、8月から来ておりますので、充份には解つておりますが、しかし多分こう云うことだつたと私は思ひます。既設の法が施行されてから既設のちく舎とか、そう云つた清掃法に（抵ショク）する建物等の取扱いについては1ヶ年は適用できないと云うふうな規定になつております。もち論1ヶ年経過すれば法の適用が受けられる説でありますが、直ぐただちに撤去せよと云う様なことではないんです。と云うふうに思つております。

3番～すでに、やがて1ヶ年にもなるがそれについて当局はどう云う措置をなされるつもりであるか、もうやがて法の適用を受ける期間にもなる。どう云う措置をなされるかそのまま放置するもんであるか、法を適用して勧告して移転をさせるつもりであるか。

民生課長～それにつきましては、あくまでも環境衛生の上に立つて衛生法

備を充分にするなり、或はてつ去しなければならん様な距離約にてつ去しなければならん様な建物がありますならば、そいつた法の趣旨を充分に聞いていただいて審處する様にしてもらうと云うふうなことしか考えられるんじやないかと思います。

3番～これは末だ当局として検討してない様であります。法がもうすでに施行されて1ヶ年近く、やがて1ヶ年にもなろうとしておるし、もうすでに該当者が出て来るんじやないかと思いますが、その措置を早急にどう云う方針でやると云うことを、方針を決定してもらう様にお願い致します。もうエリハ、それに圓運動しまして、ほとんどの賃住宅地帯が米軍も同じであります。衛生法を無視して、法を無視してあのしつすいをそのまま口力、メックイン装置をせんぜ、海に流しておる現状をお頼りだと思ふんだがそれに対しても、どう云う方法で改善させ様とお考えになつておるか。

民生課長～これは清掃法にもあります様に、こう云つた恩慮を有する様な便所は（けい皆しよう）と云うふうなことで區長さんを通じ、或はそう云つた賃住宅圓系の建設業者ですか、そう云うことも文書を出して、どうしても保健所長の許可を受けるなければならないと云うふうな伝達を通達をしております。便所の設置等する場合は是非衛生課の方とも立合いのちとに建設をやらなければならぬと云うふうにしておりますが全部が全部來るのは今の所ないのであります。

3番～私が申し上げるのは、法道幅員にもうすでに設置されたが、法の適用されて1ヶ年の猶予期間は、その後は法が適用されていると云うふうになる訳であります。その場合に對して、法道幅員に出来たものに對しての改善命令を出したことがあるかどうかですね。又それについて現在どういう措置をされ様と云う考えを持つておるか。

議長～14番議員の出席を報告します。

民生課長～既報のものに對しては、そう云うしん造しないような改善をやれと云う通達もやられておる様であります。今後、そう云う地面にしみ透る様な何がない様に充分に週つて見てもやりたいと云うふうな考えであります。その具体的な案と云うのは、今の所はもつておりません。

3番～私が申し上げるのは十地面にしみ透ると云う問題もありますが、そのままの状態で（口力）（メックイン）せんぜそのまま海に流す或は川に流している状態にあると、それこそ衛生上悪いと云う面

備を充分にするなり、或はてつ去しなければならん様な距離約にてつ去しなければならん様な廃物がありますならば、そういうた法の趣旨を充分に聞いていただいて善処する様にしてもらうと云うふうなことしか考えられるんじやないかと思います。

3番～これは未だ当局として検討してない様であります。法がもうすでに施行されて1ヶ月近く、やがて1ヶ月にもなろうとしておるし、もうすでに該当者が出て来るんじやないかと思ひますが、その措置を早急にどう云う方針でやると云うことを、方針を決定してもらう様にお願い致します。もう一つは、それに關連致しまして、ほとんどの賃住宅地帯が米軍も同じであります。衛生法を無視して、法を無視してあのしつすいをそのまま口力、メックリン装置をせんで、海に流しておる現状をお頬りだと思うんだがそれに対しては、どう云う方法で改善させ様とお考えになつておるか。

民生課長～これは清掃法にもあります様に、こう置いた思慮を有する様な便所は（けいきょう）と云うふうなことで区長さんを通じ、或はそう云つた賃住宅関係の建設業者ですか、そう云うこととも文書を出して、どうしても保健所長の許可を受けなければならないと云うふうな伝達を通達をしております。便所の設置等する場合は是非衛生課の方とも立合いのもとに建設をやらなければならぬと云うふうにしておりますが全部が全部来るのは今の所ないのであります。

3番～私が申し上げるのは、法施行前にもうすでに設置されたが、法の施行されて1ヶ月の猶予期間は、その後は法が施行されていると云うふうになる訳であります。その場合に対して、法施行前に出来たものに対しての改善命令を出したことがあるかどうかですね。又それにつきて現在どういう措置をされ様と云う考えを持つておるか。

議長～14番議員の出席を報告します。

民生課長～既設のものに対するは、そう云うしん透しないような改善をやれと云う通達もやられておる様であります。今後、そう云う地面にしみ透る様な何がない様に充分に週つて見てもやりたいと云うふうな考えであります。その具体的な案と云うのは、今の所はもつておりません。

3番～私が申し上げるのは地面にしみ透ると云う問題もありますが、そのままの状態で（口力）（メックリン）せんでそのまま海に流す或は川に流している状態にあると、それこそ衛生上悪いと云う面

であつてそのまましみこましても云う所も、これは相當あると思ひますが、問題は今現に一番衛生上悪くないのは、そのまま川や海に流すのが、下では水あがもしてあるし、非常にあがないんではないかとこれは衛生法でもつて、取りしめらなければいかん問題であるのが、今後どう云う様な改善をやるかと云う問題であるが、当局においては、まだそういう面まではしてないと云うことありますが、これは良く研究されて、法が適用されてもうすでに1ヶ年近くもなつて適用猶予期間ですが、すでに法が適用されると云う間近になつて未だされてないと云う事態が私末だ衛生面においての措置が未だなされてないと云う思ふ訳であります。が、そう云う面で1回も早くそう云う措置を取つてもらう様要望して私の質問を終りたいと思ひます。

12番～開通した点を質問します。市として1応(チリ捨て場を)指定したからにはその管轄面をどう云うふうになさつておられるか、その点をお聞き致します。

民生課長～それは、今環境衛生係の方が度くその指定の場所をめぐつてやつておりますが、どうしてもきたないと云う様なものは、ブルトーザーを持つて行つて、埋めたり、おいかぶせたり等をしてやつております。

12番～去つた議会において、私はこの質問に對して、質問をやつたことがあります。それ以前はなんら改善されてないと、私は見ていました。何故なれば、アメリカ当りが度くこの(犬のシカイ)を持って来て放置しておる。そして一晩が悪臭ブンブンである。もうハエがまづくろくとまつておる。この状況を御覧になつたことがありますか。

民生課長～ありません。して内部にいる監査官の方があなれどござります。

12番～これは現にあるんです。だからこの点を未だ御覧になつたことがないんですか。そうなれば、是非そう云う所も一応見ていただければ、指導監査、或は悪いと云う面について、今後、きれいな捨場にしてもらいたいと、要望を申し上げます。又こう云うふうに現在のまま放置しておくと云うと、伝染病の発生地にもなりがねないと、そして迷惑するのは、附近住民であると云うことを念頭に入れていただきて是非改善方をお願い致します。

5番～3番議員の質問に対する答弁の中に、野嵩の後にいわゆる(チリ捨て場ではないが、標高は500～600mにわたつて(チリ)が捨てられておると、そこで再三捨てるなど注意しているが、未だ捨てられていると云うふうな説明でありましたが、その場所に

であつてそのまましみこましておると云う所も。これは相當あると思いますが、問題は今現に一番衛生上悪くないのは、そのまま川や海に流すのが、下では水あがもしてあるし、非常にあぶないんではないかとこれは衛生法でもつて、取りしめらなければいかん問題であるのが、今後どう云う様な改善をやるかと云う問題であるが、当局においては、まだそういう面まではしてないと云うことがあります。これは良く研究されて、法が適用されてもうすでに1ヶ年近くもなつて適用猶予期間ですが、すでに法が適用されると云う間近になつて未だされてないと云う事態が私未だ衛生面においての措置が未だなされてないところ思ふ訳であります。そう云う面で1目も早くそう云う措置を取つてもらう様要望して私の質問を終りたいと思います。

12番～関連した点を質問します。市として1応(チリ捨て場を)指定したからにはその管理面をどう云うふうになさつておられるか、その点をお聞き致します。

民生課長～それは、今環境衛生條の方が良くその指定の場所をめぐつてやつておりますが、どうしてもきたないと云う様なものは、ブルトーザーを持つて行つて、埋めたり、おいかぶせたり等をしてやつております。

12番～去つた議会において、私はこの質問に對して、質問をやつたことがあります。それ以後何んら改善されてないと、私は見ていました。何故なれば、アメリカ当りが良くこの(犬のシカイ)を持つて来て放置しておる。そして一帯が悪臭パンパンである。もうハ工がまづくろくとまつておる。この状況を御覧になつたことがありますか。

民生課長～ありません。

12番～これは現にあるんです。だからこの点を未だ御覧になつたことがないんですか。そうなれば、是非そう云う所も一応見ていただければ、指導監督、或は悪いと云う面について、今後、きれいな捨場にしてもらいたいと、要望を申し上げます。又こう云うふうに現在のまま放置しておくと云うと、伝染病の発生地にもないがねないと、そして迷惑するのは、附近住民であると云うことを愈頭に入れていただいて是非改善方をお願い致します。

5番～3番議員の質問に対する答弁の中に、野嵩の後にいわゆる(チリ捨て場ではないが、塊状は500～600mにわたつて(チリ)が捨てられておると、そこで再三捨てるなど注意しているが、未だ捨てられているが云うふうな説明がありました。その場所に

(チリ)を捨てるなど云う立札がありますか。

民生課長～だから先程申し上げました様に何箇もやつたんですが、その立札でさえ夜になつたら持つて行つてしまふと、ひる間は捨てないんだが夜こつそり持つて来ると云うのが、今まで続いたと云うことになつておりますそれで立札をそこの場所に立てたらそこの立てた場所だから、そこには云付ないと云うこと、かえつて立札のされてない、蓄天間に近い距離的に近い様な所に捨て始めているのが、又ある説です。だからそう云う所を何んとかしてこれを制したいと云う考え方を持つております。

5 番～そこは立札を市當局の手で立てられた誤けですか。

民生課長～はい、そうです。

5 番～そうすると、立てあつたら、夜間にこつそり又よその場所に移されてあると云うことあります、そう云うことは、何箇位ありますか。つまり1箇立て籠で持ち去られた、その籠又立てたことがありますか、その籠はつたらかしてあるんですか。

民生課長～その箇数は私には末だわかつておりませんが、とにかく2～3箇位立てたんじゃないかと思つております。

5 番～先の説明にもありました様に、政府道のすぐそばに、しかも500～600mの地域にわたつて、いわゆる(チリ)が捨てられて、従つてきたない現状を示していると云うことが、現に當局も認めていなむから、注意しても尚引続き捨てられているからと云うだけの理由で、そのまま放置しておることは、これは非常に遺憾な次第であります。或方法を持つて更にそこに(チリ)を捨てさせない様なことが出来なければ、もう一步進んで、他の方法、その方法を持つても尚且約がたつせられなかつたら、更に一步進んで、他の方法、こう云うふうな積極的の施策を進めてもらわんと、今の調子ではあと何十ヶ年たつても、そこはきだない場所として残るでしょう。きっとそこでどうしてもそこは(チリ)を捨てられたんじや宣野謹市の対面、更にち論この衛生面についてであります、ひいては対面にかかります。その面から検討致しましても、どうしてもそこは(チリ)が捨てられたんじや、もう無条件にいかないがと云う議論が出ています。今籠どうしてもその場所に(チリ)を捨てない様に積極的に何らかの方法を講じてもらいますか。そこで先程大川議員の質問にもありました様に、軍の部隊から来ますか、いわゆる軍施設内から運んで来た(チリ)をそこに捨てる云うふうな、そういうふうな形跡もありますか。附近鬱陶だけが捨てるなど注意しているんだが捨ててありますか。それとも軍施設内から運んで来た(チリ)もそこに捨てられた様に思いますが、當局では。

(チリ)を捨てるなど云う立札がありますか。

民生課長～だから先程申し上げました様に何回もやつたんですが、その立札でさえ夜になつたら持つて行つてしまふと、ひる間は捨てないんだが夜こつそり持つて来ると云うのが、今まで続いたと云うことになつておりますそれで立札をそこの場所に立てたらそこの立てた場所だから、そこには云けないと云うことと、かえつて立札のされてない、普天間に近い距離約に近い様な所に捨て始めているのが、又ある訳です。だからそう云う所を何んとかしてこれを何したいと云う考えを持つております。

5番～そこは立札を市当局の手で立てられたわけですか。

民生課長～はい、そうです。

5番～そうすると、立てあつたら、夜間にこつそり又よその場所に移されておると云うことあります。そう云うことは、何回位ありますか。つまり1回立て後で持ち去られた、その後又立てたことがありますか、その後ほつたらかしてあるんですか。

民生課長～その回数は私には末だわかつておりますが、とにかく2～3回位立てたんじゃないかと思つております。

5番～先の説明にもありました様に、政府道のすぐそばに、しかも500～600mの地域にわかつて、いわゆる(チリ)が捨てられて、従つてきたない現状を示していると云うことが、現に当局も認めていないから、注意しても尚引続き捨てられているからと云うだけの理由で、そのまま放置しておることは、これは非常に遺憾な次第であります。或方法を持つて更にそこに(チリ)を捨てさせない様なことが出来なければ、もう一步進んで、他の方法、その方法を持つても尚員約がたつせられな勤つたら、更に一步進んで、他の方法、こう云うふうな積極的の施策を進めてもらわんと、今の調子ではあと何十ヶ年たつても、そこはきたない場所として残るでしょう。きっとそこでどうしてもそこは(チリ)を捨てられたんじや宣野湾市の対面、更にもち論この衛生面についてであります、ひいては対面にかかります。その面から検討致しましても、どうしてもそこは(チリ)が捨てられたんじや、もう無条件にいかないがと云う結論が出ています。今後どうしてもその場所に(チリ)を捨てない様に積極的に何らかの方法を構じてもらいますか。そこで先程大川議員の質問にもありました様に、軍の部隊から来ますか、いわゆる軍施設内から運んで来た(チリ)をそこに捨ると云うふうな、そういうふうな形跡もありますか。附近住民だけが捨てるなと注意しているんだが捨ててありますか。それとも軍施設内から運んで来た(チリ)もそこに捨てられた様に思いますが、当局では。

民生課長～軍からは、ないんじやないかと思つております。

5 番～今の所軍から捨てられている形跡は、はつきりしたことはわからん訳ですね。(ハイ)

若しそう云う形跡があれば、直接手続を取つて正式の手續で軍部隊にそこに(チリ)を捨てるなと云うふうな、いわゆる抗議、そう云うふうな手續も当然とつて然るべきだと思います。今御説明によりますと、部隊から運んで来た(チリ)が捨てられた形跡が未だ認められないと云うことであれば当然、これは市民が或は附近の住民からこつそり持つて来て捨てるに云うことが充分考えられる訳ですが、必要がああれば夜間そこに警備を立てて一定期間そんなに往復監視はかかるんと想います。いわゆるその種科がどう云うふうな状態でくりかえされているかをつきとめるためには、必要な手段としてそこに調査のために一定期間夜間監視を立てるなり、そう云つた適当な方策を講じてもらわんといかないと思います。そう云うふうに積極的に衛生面に對して、手を打つ考え方がありですか。(ナニカ)(ナニカ)

民生課長～はいそうです。それは先程から申し上げております通り非常に悪臭もして公道に面した所もあるしこれを絶対になにしたいと云う様な考え方を持つております。(ナニカ)(ナニカ)

12番～調達してこの捨て場ですね。これは軍民共同の(チリ)場になつていま

すか?それともどこが措置してあるんですか。(ナニカ)(ナニカ)

民生課長～市が措置してあります。(ナニカ)(ナニカ)

12番～じや軍も捨てていると云うことになつてゐる訳ですか。(ナニカ)(ナニカ)

民生課長～ええ、軍も来ております。(ナニカ)(ナニカ)

議長～暫く休憩致します。(午前1時7分)お約束です。(ナニカ)(ナニカ)

議長～再開致します。(午前1時10分)この間も御質問御質問下さい。(ナニカ)(ナニカ)

議長～4番議員の出席を報告致します。(ナニカ)(ナニカ)

10番～今先の休憩中に場所の適当であるかないか聞きました所、適当と云う様なお声でありましたが、私は民家に非常に近いので好ましい場所ではないと想いますので当局としてもその場所をもつを探して講いて、そこから移していただきたいと云う御要望を申し上げます。(ナニカ)(ナニカ)

9番～宜野湾市漁業協同組合総裁準備における状況の説明をお願いします。プリントには書いてありませんが、これとつけ加えて都市計画整立地域内にアサリ貝の養殖によく計画があると聞いておりますが、整立問題と、今後

民生課長～軍からは、ないんじやないかと思つております。

5番～今の所軍から捨てられている形は、はつきりしたことはわからん訳ですね。 (ハイ)

若しそう云う形跡があれば、直接手続を取つて正式の手續で軍部隊にそこに(チリ)を捨てるなと云うふうな、いわゆる抗議、そう云うふうな手續も当然とつて然るべきだと思います。今御説明によりますと、部隊から運んで来た(チリ)が捨てられた形跡が未だ認められないと云うことであれば当然、これは市民が或は附近の僕村からこつそり持つて来て捨てるに云うことが充分考えられる訳ですが、必要がああれば夜間そこに警備を立てて一定期間そんなに注釈経費はかかるんと思ひます。いわゆるその前科がどう云うふうな状態でくりかえされているかをつきとめるためには、必要な手段としてそこに調査のために一定期間夜間監視を立てるなり、そう云つた適当な方策を構じてもらわんといかないと思います。そう云うふうに積極的に衛生面に対して、手を打つ考え方がありますか。

民生課長～はいそうです。それは先程から申し上げております通り非常に悪臭もして公道に面した所でもあるしこれを絶対になにしたいと云う様な考えを持つております。

12番～関連してこの捨て場ですね。これは軍民共同の(チリ)場になつていますか、それともどこが指定してあるんですか。

民生課長～市が指定しております。

12番～いや軍も捨てていると云うことになつてゐる訳ですか。

民生課長～ええ、軍も来ております。

議長～暫く休憩致します。(午前11時7分)

議長～再開致します。(午前11時10分)

議長～4番議員の出席を報告致します。

10番～今先の休憩中に場所の適当であるかないか聞きました所、適当と云う様なお声でありましたが、私は民家に非常に近いので好ましい場所ではないと思ひますので当局としてもその場所をもつて探して戴いて、そこから移していただきたいと云う御要望を申し上げます。

9番～宣野湾市漁業協同組合編成準備における状況の説明をお願します。プリントには書いてありませんが、これとつけ加えて都市計画基準地内にアサリ具の養殖よく計画があると聞いておりますが、埋立問題と、今後

における当局の問題についての御見解を願います。

市長～只今の質問は疑惑における状況の説明となつておりますが、どういう様なことですか。

9番～宜野湾市の漁業組合を構成するまでに、どの位の市費が漁業組合を設立しなければいけないかと云う様な、組合の構成の状況について、水産組合を構成しなければいけないと云う現在の状態ですが、これをお聞きしている訳です。

市長～大体どういうことですか。組合は構成されておりませんが、どう云う状態にあるかと云うことですか。

9番～はいそれが何を意味するかが、お聞きしておきたいのかと云ふ事であります。やはりまだ何らかの形で運営はされてゐる事、その所は誰が運営する市長～主管課長の方から御説明させます。

臺帳課長～只今の御質問に対しまして、私から御答弁申し上げます。先ず第1点の漁業協同組合の設立の観測、状況を御説明申し上げます。今年の2月か3月頃からと思いますが、漁業者の間から市の漁業協同組合を設立したいと云う様な声がありまして、たゞたゞ臺帳課の方に見えたわけであります。それで漁業協同組合と云うものは、いわゆる協同組合と云うものは、協同組合並に基づきまして法定組合でありますので、その組合の設立と云うことは法的な相当なむづかしい手続が要るし、尚これを設立した後も、これの運営については、相当の臺帳と、それから人とを要するわけであります。それで業者の方々は簡単にいわゆる証意組合約な者で簡単に漁業協同組合と云うものを考えてゐるんではないかと云ふふうに考えて、我々としましてはこれを充分組合と云うものの認識を得てもうために政府の農同組合課と、それから水産課にお願いしまして、組合設立の方法、それから今後の漁業の問題等につきまして、説明会を5月15日にもつたわけであります。それで一応その時に組合の手続方法等も説明を受けたわけであります。それで漁業者の方としましては、是非そういうことであつましても、組合を作りませぐをたいと云う様な熱意がもたれまして、それでこの組合を作るに当たりましては相当の臺帳もかかるが、それがその臺帳についてもこれは市の1つの産業として、当然市がこれを奨励すべきであると、又援助すべきであると云う様な、漁業者から非常に強い申し入れを受けたわけであります。それで6月の定期議会の64年度の予算の中にも是非これを計上してくれと要望があつたわけであります。その当時具体的にどう云う臺帳がかかるのか、それを具体的にもつてこない限り、予算化は出来ないと云うことで、予算には計上してはなかつたわけであります。それが相当組合の設立に熱意をもつたれまして、去つたる月頃からいよいよ組合を作ると云うことになりました。いよいよ組合を作ると云ふ事であります。それでついでに6月の定期議会の64年度の予算を聞いておつたところ、今後

における当局の問題についての御見解を願います。

市長～只今の質問は疑惑における状況の説明となつておりますが、どういう様なことですか。

9番～宣野市の漁業組合を結成するまでに、どの位の市民が漁業組合を設立しなければいけないかと云う様な、組合の結成の状況について、水産組合を結成しなければいけないと云う現在の状態ですが、これをお聞きしている訳です。

市長～大体どういうことですか。組合は結成されておりませんが、どう云う状態にあるかと云うことですか。

9番～はい。

市長～主管課長の方から御説明させます。

経済課長～只今の御質問に対しまして、私から御答弁申し上げます。先ず第1点の漁業協同組合の設立の現況、状況を御説明申し上げます。今年の2月から3月頃からと思いますが、漁業者の間から市の漁業協同組合を設立したいと云う様な声がありまして、たびたび経済課の方に見えたわけであります。それで漁業協同組合と云うものは、いわゆる協同組合と云うものは、協同組合法に基づきまして法定組合でありますので、その組合の設立と云うことは法的な相当なむづかしい手続が要るし、尚これを設立した後も、これの運営については、相当の経費と、それから人とを要するわけであります。それで業者の方々は簡単にいわゆる任意組合約な考で簡単に漁業協同組合と云うものを考えているんではないかと云ふように考えて、我々としてはこれを充分組合と云うものの認識を得てもらうために政府の協同組合法と、それから水産課にお願いしまして、組合設立の方法、それから今後の漁業の問題等につきまして、説明会を5月18日にもつたわけあります。それで一応その時に組合の手続方法等も説明を受けたわけであります。それで漁業者の方としましては、是非そういうことでもあります。組合を作りたいと云う様な熱意がもたれまして、それでこの組合を作るに当たりましては相当の経費もかかるんだがその経費についてもこれは市の1つの産業として、当然市がこれを奨励すべきであると、又援助すべきであると云う様な、漁業者から非常に強い申し入れを受けたわけであります。それで6月の定期議会の64年度の予算の中にも是非これを計上してくれと要望があつたわけでありますが、その当時具体的にどう云う経費がかかるのか、それを具体的にもつてこない限り、予算化は出来ないと云うこと、予算には計上してはなかつたわけであります。それが相当組合の設立に熱意をもたらしておられまして、去つた6月頃からいよいよ組合を作ると云うことには

なりまして、その事業面については、我々は充分わからないので、是非これは市の責負であるので、市の方でやつて呉れと云う様なことで申し入れを受けまして、市としても当然一産業である以上は、又市民の方々がそう云う要望がある限りは、これは取り上げざるを得ないと云うことになりました主として漁業課の方でこの設立認可の手続、いわゆるその手配準備をしたわけであります。それで7月に至りまして大体設立総会の日取も予定致しまして、組合課に行きまして設立の手配を頼む様に行つたわけであります。その時に協同組合課の方をしましては、現に沖縄金庫においては、漁業協同組合が相当あるんだけれども、ほとんどうが不振組合で、組合が一体としてはほとんどないと、有名無実な組合がたくさんあるので、宜野湾の場合はも組合を設立はしたんだが、そう云う様な不振組合になるおそれがあるので、我々としては充分組合が設立をして運営が可能であるかどうか見きわめん限りは組合の設立は認めることは出来ないと、こう云う様な回答があつた訳であります。これで政府としては水産課と協同組合課と協同しまして、はたして宜野湾に協同組合を作る様な構造があるかどうか、そして作つた後は組合の運営が出来るかどうかと云うことを調査すると云うことになります。去つた8月だつたと思つておりますが、水産課と協同組合課から調査員が来て調査しに結果、色々と組合員になろうとする方々の意見も聞き、それから現地の方も見まして、色々漁業者の要望も聞いた訳であります。特にその時に政府の方々が組合を設立しても良いなと云うように考へた点は、アサリ貝の養殖が非常に有望であると云うようなことに目をつけたのであります。アサリと云う貝は御承知と思いますが、大体シジミ貝とほとんど用途が同じ様なものであります。(シマシジル)ですか、これのタシに似うと、或は病人に相当の効果があると云う様なことで、相当な需要がありまして、これはもともとひ行機なんかから本土から輸入されておつた(シジミ貝)がこのアサリが出て来たために、これをはいらなくなしたと、又ドルの流出防止も賄ねておると云う様なことが考へられて、その生産がほとんど全島の生産のはとんどの大半(琉球7,800名)が宜野湾の海辺に伊佐浜の海から出ていると云う様なことが確認されまして、今夏でありますと、大体1日に200キロ位、300キロ位も水上げされていると云う様なことが認められまして、それで調査員の方々が今度の我々の調査の結果は、非常に宜野湾市の水産協同組合は有望であるので設立をする様に、我々としてはこれを奨励するから早く組合設立の準備を進めて呉れと云う様なことになります。それから引続組合設立に対する色々な諸準備を預託しているわけであります。それに対しましては既に定款案とか、或はその他の規則、契約、その他の色々事業計画書立案面に対しても、ほとんど漁業課の方が担当しましてすでに準備を終つております。それに来る9月4日に創立総会をもつて運営に現在なつております。今組合に入ろうとする方々の数が96名になつております。大体主としては、伊佐浜と伊佐と宇地浦の方々で、約50名が宇地浦、50名かが伊佐の方々になつております。以上協同組合の現況は今説明した通りであります。

なりまして、その事務面については、我々は充分わからないので、是非これは市の責任であるので、市の方でやつて呉れと云う様なことで申し入れを受けまして、市としても当然一産業である以上は、又市民の方々がそう云う要望がある限りは、これは取り上げざるを得ないと云うことになりました主として經濟課の方でこの設立認可の手続、いわゆるその手配準備をしたわけであります。それで7月に至りまして大体設立総会の日取も予定致しまして、組合課に行きまして設立の手配を頼む様に行つたわけであります。その時に協同組合課の方處しましては、現に沖縄全島においては、漁業協同組合が相当あるんだけれども、ほとんどが不振組合で、組合が一体としてはほとんどないと、有名無実な組合がたくさんあるので、宜野湾の場合も組合を設立はしたんだが、そう云う様な不振組合になるおそれがあるので、我々としては充分組合が設立をして運営が可能であるかどうかを見きわめん限りは組合の設立は諦めることは出来ないと、こう云う様回答があつた訳であります。これで政府としては水産課と協同組合課と協同しまして、はたして宜野湾に協同組合を作る様は備體があるかどうか、そして作つた後は組合の運営が出来るかどうかと云うことを調査すると云うことになりました、去つた8月だつたと思つておりますが、水産課と協同組合課から調査員が来まして調査しな結果、色々と組合員になろうとする方々の意見も聞き、それから現地の方も見まして、色々漁業者の要望も聞いた訳でありますが、特にその時に政府の方々が組合を設立しても良いなと云うように考えた点は、アサリ具の養殖が非常に有望であると云うようなことに目をつけたのであります。アサリと云う具は御承知と思いますが、大体シジミ具とほとんど用途が同じ様なものであります、(シマシジル)ですか、これのタシに使ふと、或は病人に相当の効果があると云う様なことで、相當な需要がありまして、これはもともとひ行機なんかから本土から輸入されておつた(シジミ具)がこのアサリが出て来たために、これをはいらくなしたと、又ドルの流出防止も兼ねておると云う様なことが考えられまして、その生産がほとんど全島の生産のはとんどの大半(或は7,80%)が宜野湾の海辺に伊佐浜の海から出ていると云う様なことが確認されまして、今夏でありますと、大体1日に200キロ位、300キロ位も水上げされていると云う様なことが認められまして、それで調査員の方々が今度の我々の調査の結果は、非常に宜野湾市の水産協同組合は有望であるので設立をする様に、我々としてはこれを復讐するから早く組合設立の準備を進めて呉れと云う様なことになりました、それから引続組合設立に対する色々な諸準備を備えているわけであります。それに対しましては紙で定款案とか、或はその他の規則、契約、その他色々事業計画立案面に対しても、ほとんど經濟課の方が担当しましてすでに準備を終つております。それに来る10月4日に創立総会をもつ様な運びに現在なつております。今組合に入ろうとする方々の数が96名になつております。大体主としては、伊佐浜と伊佐と宇地泊の方々で、約50名が宇地泊、50名かが伊佐の方々になつております。以上協同組合の現況は今説明した通りであります。

それから第2点の質問であります、いわゆる漁業協同組合を設立する最大の目的は漁業権をかく得するために設立するわけであります、それでこれをかん拓する、設立をすると云う場合には、当然そこには補償問題と云うものが起きて来る誤であります。かん拓、設立の申請の場合には、市町村の意見を聽すると同様漁業権とか、そう云う権利の取扱者がある場合には、それの権利取扱者の承諾書を添付しなければ認可申請が出来ない様になつておりますので、当然ここには認可申請をする場合には漁業権をかく得された場合にはそれに對する、いわゆる有償無償にかかわらず何かそこに承諾書と云うものがなければ申請が出来ないと云うことになりますので設立とは当然重大関連が出て来ると云うことは、はつきりしているわけであります。しかし今の現状としましては、漁業協同組合を作ろうとしているのが現時点においては先であり資すので、まだ設立の実際的計画もしていないのに対しまして、これを今後設立をするから待つておけと、止めるわけには行かないであります。これは協同組合法によりましても、15名以上の人々が組合を設立認可申請をした場合には、法律上それが不適格なものがない限り、行政主管が当然認可しなければいけないと、これを却下した場合には、それも相当な理由がなければいけないし、その理由に對しても、その認可申請をした方が不服であるならば、これを裁判所に提訴して裁判を受ける権利があるわけであります。だからそう云う意味から言いましても、これは今の所重大な疑問があるから、市としてはこれをさし止めると云うような処置には到底當らないと、こう云ふように考えております。以上で

9番～設立問題に關する質問になつてあるのが、補償問題であります。それで一般的

これは單なる業者があつても頼れませんが單なる設立の補償問題で協同組合を設立するんではないかと云うような話しがあるわけです。そう云う意味で協同組合としての、本当に必要性があると云うことともつと社会としての新聞紙上にてておる。実際に組合を設立すると云う状態になつておるのは、わからないもんだからそう云う状態におきましても（市民）としてわからない誤です。設立の補償問題をもち出したいめに組合を作るのであるのか、そう云う誤解を受けるような点からこの漁業協同組合の設立と組合による養殖關係と、設立による問題は、今後大いに検討して進めてもらいたい。

5番～設立問題に關する質問になつてあるのが、補償問題であります。それで一般的

貝今審議員に対する課長の答弁は、重要発言であります。そこで1つ1つ満足するまで1回かかろうが、1週間かかろうが質問致します。先程漁業組合無威に当つては、当局は指導責任の面において、責任があると云ふように云われたから、その責任を感じて指導助言を現在まではやつていると云うようなお話しでありました。そりであつたですね。

5番～設立問題に關する質問になつてあるのが、補償問題であります。それで一般的

5番～そこでそう云う立場で指導助言をやつていられるなら、補償した後の方

それから第2点の質問であります、いわゆる漁業協同組合を設立する最大の目的は漁業権をかく得るために設立するわけであります。それでこれをかん拓する、埋立をすると云う場合には、当然そこには補償問題と云うものが起きて来る訳であります。かん拓、埋立の申請の場合には、市町村の意見を聴すると同様漁業権とか、そう云う権利の取得者は、その権利取得者の承諾書を添付しなければ認可申請がある場合には、それに対する、いわゆる有償無償にかかわらず何かそこに承諾書と云うものがなければ申請が出来ないと云うことになりますので埋立とは当然重大関連が出て来ると云うことは、はつきりしているわけであります。しかし今の現状としましては、漁業協同組合を作ろうとしているのが現時点においては先でありますので、未だ埋立の実際的計画もしてないのに対しまして、これを今後埋立をするから待つておけと、止めるわけには行かないであります。これは協同組合法によりましても、15名以上の人々が組合を設立認可申請をした場合には、法律上それが不適格なものがない限り、行政主権が当然認可しなければいけないと、これを却下した場合にも、それも相当な理由がなければいけないし、その理由に対しても、その認可申請をした方々が不服であるならば、これを裁判所に提訴して裁判を受ける権利があるわけであります。だからそう云う意味から言いましても、これは今の所重大な埋立関連があるから、市としてはこれをさし止めると云うような処置には到底出られないと、こう云ふうに考えております。

9番～埋立問題に障害になつてあるのが、補償問題であります。それで一般的これは単なる楽観がちであるかも知れませんが単なる埋立の補償問題で協同組合を設立するんではないかと云うような話しがあるわけです。そういう云う意味で協同組合としての、本当に必要性があると云うことを持つと社会としての新聞紙上にてておる。実際に組合を設立すると云う状態になつておるのは、わからないもんだからそう云う状態におきましても(市民)としてわからない訳です。埋立の補償問題をもち出したいために組合を作るのか、そう云う誤解を受けるような点からこの漁業協同組合の設立と組合による競争關係と、埋立による問題は、今後大いに検討して進めてもらいたい。

5番～関連して質問致します。

只今安里議員に対する課長の答弁は、重要発言であります。そこで1ツ1ツ満足するまで1日かかるが、1週間かかるが質問致します。  
先程漁業組合総裁に当つては、当局は指導責任の面において、責任があると云ふうに云われたから、その責任を感じて指導助言を現在まではやつていると云うようなお話しであります。そうであつたですね。

経済課長～はい。

5番～そこでそう云う立場で指導助言をやつていられるなら、総裁した後の方

の上で謀議の上で指導助言をやつておられると解しやすくなります。謀長の説明の中にもありましたように漁業組合設立の眞の目的は漁業権の設定である。漁業権が設定された場合には当然その場所にその後に公有水面が整立を実施に移す段階に来て、法的手段として、当然その認可の手続を得なくちゃいけないと云うような話しもありました。そう云う点を一応念頭において納得出来るように答弁して下さい。小さなことから質問致します。アサリ貝を養殖するに適当な場所であると云う調査の結果が出たと云うお話してありましたが、アサリ貝養殖に適当な水深はどの位ですか。

臺済謀長～これは満潮時のこととはなりませんが、とにかく潮が引かなければいけないわけであります。(ひがた)でなければいかない。砂がなければいかない。

5 番～潮が引いた場合いわゆる陸地見たいな状態になるような場所と云うわけですか。

臺済謀長～はい。

5 番～その場所は砂地でなければいかないのか、それとも岩であつても良いですか。

臺済謀長～砂とどろと適当に入つた所でないと適当でないと。

5 番～とすると宜野湾市当局においては、すでに議会の議決を得たマスタープランなるものが現実に、そこに存在します。そのマスタープランの中には伊佐浜地先から字地浦地先まで40万坪の築造が整立計画として、ちゃんと一線を画して設定されております。その事実を認識しながら、更に漁業組合、アサリ貝の養殖には今云われたように砂とどろが適当にまざつた場所と云うふうであります。その整立計画の中にそう云う場所はどの位ありますか。

臺済謀長～図面での照合はしておりませんので分りませんが、ほとんど整立計画地域は含まれるんではないかとお考へております。

5 番～私がその辺の海に行つて、自分なりに觸つている範囲内から申しますと岩の上にいわゆるコケが生えている。コケがついていると云う程度はあるが、砂とどろと一緒になつた場所はありません。牧港のかクイワタの方から流れてくる川下ですね、その附近いわゆる養殖所の所に軍艦隊の船の横替するところがありますが、あの附近一帯はそう云う場所に、或はしいて見なせないこともないんですが、それから東北の方に伊佐浜にかけて砂とどろが一緒になつてある場所がどこにありますか。

調査したからには、そこに具体的にどう云う状態であると云うことは、

の態で認識の上で指導助言をやつておられると解しやすくします。  
課長の説明の中にもありましたように漁業組合設立の真の目的は漁業権の設定である。漁業権が設定された場合には当然その場所にその後に公有水面が埋立を実施に移す段階に来て、該当手続として、当然その認可の手続を得なくちゃいけないと云うような話しありました。そう云う点を一応念頭において納得出来るように答弁して下さい。小さなことから質問致します。アサリ貝を養殖するに適当な場所であると云う調査の結果が出たと云うお話しもありましたが、アサリ貝養殖に適当な水深はどの位ですか。

経済課長～これは高潮時のこととは分りませんが、とにかく潮が引かなければいかないわけであります。(ひがた)でなければいかない。砂がなければいかない。

5 番～潮が引いた場合いわゆる陸地見たいな状態になるような場所と云うわけですか。

経済課長～はい。

5 番～その場所は砂地でなければいかないのか、それとも岩であつても良いですか。

経済課長～砂とどろと適当に入つた所でないと適当でないと。

5 番～とすると宜野湾市当局においては、すでに講会の議決を得たマスタープランなるものが現実に、そこに存在します。そのマスタープランの中に伊佐浜地先から宇地泊地先まで40万申前後が埋立計画として、ちゃんと一線を画して設定されております。その事実を認識しながら、更に漁業組合、アサリ貝の養殖には今云われたように砂とどろが適当にまざつた場所と云ふふうであります。その埋立計画の中にそう云う場所はどの位ありますか。

経済課長～図面での照合はしておりませんので分りませんが、ほとんど埋立計画地域は含まれるんではないかとお考へております。

5 番～私がその辺の海に行つて、自分なりに觸っている範囲内から申しますと岩の上にいわゆるコケが生えている。コケがついていると云う程度はあるが、砂とどろと一緒になつた場所はありません。桟橋のカクイワタの方から流れてくる川下ですね、その附近いわゆる猪籠所の所に軍艦係の船の横付するところがありますが、あの附近一帯はそう云う場所に、或はしいて見なせないこともないんですが、それから東北の方に伊佐浜にかけて砂とどろが一緒になつている場所がどこにありますか。  
調査したからには、そこに具体的にどう云う状態であると云うことは、

御説明願います。

経済課長～そう云う所が靈感的であると、よけいな養殖として適當であると云う意味であつて、何もそれが場所がどこであると云うわけではないわけですが、現に伊佐浜の海岸は良いではないかと云うことあります。

5番～それは設立してヨリの営利事業であるはずです、営利事業であるからには、どうしても採算制がなくちゃ、それは考えられません。そこでアサリはどこでもいる。ヨツツヨリ或はヨコヨコでもと云うようなことは靈感には成立しません。採算の取れる営業を養成するためには、どうしてもそこに必要以上の養殖が出来なくてはいかんはずであります。ですから一番最初に私はアサリ奥の養殖として適當な水深、そしてその場所等をお聞きしました所、それに対して水深はいわゆる潮が引いた場合に、そこはからからになる場所状態の場所、その次に要件としてどろと砂が適当にまぎつた所、そう云う面異でなければ、いわゆる採算が取れない靈感にみなしてさしつかえないです。

経済課長～それは自然のまま放入すれば、しかし方法は又どろをもつて行つて適当にその適地を作ると云うことも出来ると云うこともあります。

5番～しかば圓満して次に進みます。都市計画は長い期間を当局並びに都計審議委員会、更に議会と云ふうに審議に検討を加えて出来あがつたのがマスタープランであります。未だ認可申請の手続を受けてないので、法的マスタープランでないにしろ、とにかくそのように検討審議をえたマスタープランであります。これはヨリの宣野市の大規模な施策のもとであります。こう云う重要な施策が靈感として既成事実としてあります。今の漁業権を認定した場合には、この都計の内の設立計画を遂行するには、どうしても漁業権者に対して、いわゆる認可の手続を得なければ出来ない。具体的にそれを進める場合に、やはり妥当な補償が必要であると云う説明がありました。そういうと、あらかじめそう云つたことを前段で、この問題にとつくんでおられるわけですか。

経済課長～だからですね、実際にはそれはそれは市の方だけで設立して、そして國土を拡張することによつて市の発展は、漁業協同組合を作るよりも有利であると云うことは、誰れも私は、はつきり考えられると思ふんですが、しかし今組合を作ろうとする人々に全面的にこれを主張することはないと思う。何故かと云うと、組合員は自効達としては作りたいと云う自然のこれは権利であるので、これをおさえることが出来ないと云うだけであります。

5番～指導助言じやなくて組合設立の必要があると思われるもんだから設立に當つては当然当局も設立までは責任があると云うような申し入れを受け、責任ありと感じて一斉にやつて来たと云うお話しであります。

御説明願います。

経済課長～そう云う所が理想的であると、よけいな養殖として適当であると云う意味であつて、何もそれが場所がどこであると云うわけではないわけです。現に伊佐浜の海岸は良いではないかと云うことあります。

5 番～それは設立して1つの営利事業であるはずです。営利事業であるからには、どうしても採算制がなくちゃ、それは考えられません。そこでアサリはどこでもいる。1ツ2ツ或は1コ2コでもと云うようなことは理由は成立しません。採算の取れる営業を養成するためには、どうしてもそこに必要以上の養殖が出来なくてはいかんはずであります。ですから一番最初に私はアサリ具の養殖として適当な水深、そしてその場所等をお聞き致しました所、それに対して水深はいわゆる潮が引いた場合に、そこはからからになる場所状態の場所、その次に要件としてどろと砂が適当にまざつた所、そう云う前提でなければ、いわゆる採算が取れない理由にみなしてさしつかえないです。

経済課長～それは自然のまま放入すれば、しかし方針は又どろをもつて行つて本当にその適地を作ると云うことも出来ると云うこともあります。

5 番～しかば関連して次に進めます。都市計画は長い期間を当局並びに都計審議委員会、更に議会と云ふように縦密に検討を加えて出来あがつたのがマスター・プランであります。末だ認可申請の手続を受けてないので、議約マスター・プランでないにしろ、とにかくそのように検討審議をえたマスター・プランであります。これは1つの宣野湾市の大きな施策のものであります。こう云う重要な施策が面前として既成事実としてあるながら、今の漁業権を認定した場合には、この都計の内の埋立計画を遂行するには、どうしても漁業権者に対して、いわゆる認可の手続を得なければ出来ない。具体的にそれを進める場合に、やはり妥当な補償が必要であると云う説明がありました、そういうりますと、あらかじめそう云つたことを前提で、この問題にとつくんでおられるわけですか。

経済課長～だからですね、実際はそれは市の方として埋立して、そして國土を拡張することによつて市の発展は、漁業協同組合を作るよりも有利であると云うことは、誰れも私は、はつきり考えられると思うんですけど、しかし今組合を作ろうとする人々に全面的にこれを主張することはないと思う、何故かと云うと、組合員は自分達としては作りたいと云う自然のこれは住民の権利であるので、これをおさえることが出来ないと云うだけであります。

5 番～指導助言じやなくて組合設立の必要があると思われるもんだから設立に当つては当然当局も設立までは責任があると云うような申し入れを受けた、責任ありと感じて一諸にやつて来たと云うお話しもありましたが、

責任ありと云うことは主張ですか、法的義務行為ですか。

経済課長～漁業として、一産業としての見方であります。

5番～産業としての。

経済課長～はい、私は漁業としての見方であります。法的義務行為ですか、法的義務行為ではありませんか。それは法的義務行為ですか、それではどうですか。5番～私がここで明確にしておきたいのは、そう云う申し入れがあつたのに對して責任がありと感じたのだと云うことでありましたかね。その責任ありと感じて認定したのは單なるいわゆる儀式上の問題ですか、法的問題ですか、それは一職員、課長としてのいわゆる儀式上の義務的立場からの責任ありと云うことですか。

経済課長～主管課としての考え方です。漁業、水産業と云うのは経済課の管轄です。

5番～あくまで都計と関連して答弁して下さい。

経済課長～だから都計としての関連からは、いわゆる先私が申し上げた様なことが本当だと思います。

5番～つまり施策と相反するところの指導助言をしていると云うことになるわけですか。

経済課長～だからこれがですね、同じ時点にあるならば、当然これは漁業協同組は漁業協同組合と云うよりは、その漁業権から得にあたつては当然考慮すべきであります。今のところ実際はこのかん拓事業が同じ時期にないもんですから、あれが来るまで待ちなさいと云うことが主張出来るかどうかと云うことがあります。私が云うのは、

5番～もち論漁業組合設立を希望したい方々はその■課にたつて審査の方向をやられるのに對して、市当局が何等のいわゆる規制の施限もないはずであります。私はそのことを疑問になつてゐるわけではありません。当局において、市においてここにマスター・プランの中ににおいても、すでに建立地域として予定されているのに、漁業組合を設立された場合には■課は漁業権設定であると云われております。当然そこにつき進んで行つた場合には、補償と云う大きな面にぶちあたります。その事実を認識しながら施策と、すでに既定針と相反するところの漁業権設立に先駆けも申し上げましたように、組合を設立したい方々は真意志であります。私が非常にそこで明確にしておきたいのは、当属の責任ある一課長の一存で責任があると云う認識の上に立つて、その設立の

責任ありと云うことは主觀ですか、法的義務行為ですか。

経済課長～漁業として、一産業としての見方であります。

5 番～産業としての。

経済課長～はい

5 番～私がここで明確にしておきたいのは、そう云う申し入れがあつたのに對して責任がありと感じたのでと云うことでありました様。その責任ありと感じて認定したのは單なるいわゆる儀礼上の問題ですか。法的問題ですか、それは一職員、課長としてのいわゆる職務上の義務的立場からの責任ありと云うことですか。

経済課長～主管課としての考え方です。漁業、水産業と云うのは経済課の管轄です。

5 番～あくまで都計と関連して答弁して下さい。

経済課長～だから都計としての関連からは、いわゆる先私が申し上げた様なことが本当だと思います。

5 番～つまり施策と相反するところの指導助言をしていると云うことになるわけですか。

経済課長～だからこれがですね、同じ時点にあるならば、当然これは漁業協同組は漁業協同組合と云うよりは、その漁業権かく得にあたつては当然考慮すべきであります。今のところ実際はこのかん拓事業が同じ時期にならないもんですから、あれが来るまで待ちなさいと云うことが主張出来るかどうかと云うことあります。私が云うのは、

5 番～もち論漁業組合設立を希望したい方々はその目標にたつて進む方向をやられるのに対して、市当局が何等のいわゆる制の権限もないはずであります。私はそのことを疑問になつているわけではありません。当局に局において、市においてここにマスタープランの申においても、すでに建立地域として予定されているのに、漁業組合を設立された場合には目標は漁業権設定であると云われております。当然そこにつき進んで行つた場合には、補償と云う大きなかべにぶちあたります。その事実を認識しながら施策と、すでに既定針と相反するところの漁業権設立に先程も申し上げましたように、組合を設立したい方々は自由意志であります。私が非常にそこで明確にしておきたいのは、当局の責任ある一課長の一存で責任があると云う認識の上に立つて、その設立の

■標として動いているのはどう云うわけでありますかを聞いております  
いわゆる施策に相反しないかどうかを聞いております。

経済課長～私は自分の担当した職務の内容の一部と考えております。

5番～直から担当した内容でありますと、それは市長からあたえられた権限  
の一部を行はせる場合には、あくまで市長の施策の範囲内の実せん件の  
限度と云うのがあるはずであります。たとへ趣旨が、たとへ関連がどう  
であろうと、■約その他の範囲において、一定範囲内があるはずであります。  
さてその件内をはみださないで、件と云うものは市長の施策が大  
きな件であります。その件をはみださないで、まかせられたとか、あた  
えられたのがその各自の担当課の課長の権限でありますと、ただ自分に  
所属する問題であるから、その立場のみからの考え方で行動に移つたと云  
うことはどうしても筋におちない。  
つき進んで質問致します。若し漁業設定が■約でありますならば、あら  
かじめそこに計画と云うのがあるはずであります。その計画の中にお  
いて、漁業権設定をしたいと思う場所を具体的に説明して下さい。

経済課長～これは末だわかりません。

5番～しかし責任あると云う認識のもとで指導助言にあたつておられるのに、  
只わかりませんと云うことは筋におちません。

経済課長～これはですね、漁業権と云うものは、協同漁業権が先ず一応取られる  
と云うことです。それから区画漁業権も取られると、これは一応組合が  
設立されて始めて組合の意志で決めるものであります。今はつきりし  
ているような段階のものではないわけであります。

5番～ですから私は計画を聞いています。

経済課長～計画としては、協同漁業権を取ると、それから区画漁業権を取ると云  
うことが今の■標になつております。

5番～そう云うように、いわゆる漁業権設定が終局■標であると云うことは、  
課長からの答弁で説明がありました。その位やられる認識のもとに漁  
業権をされるならば、どこからどこまで漁業権を認定するかと云うエツ  
の■標があるはずです。

経済課長～共同漁業権になりますと、いわゆる宣野瀬の地域は全部と云うことにな  
るんじやないかと思います。

5番～そう致しますと都市計画の逆にもどりますが、都市計画で計画されてい  
るところの佐浜地先から宇治灘地先の整備計画ですね！これは当然そ

目標として動いているのはどう云うわけありますかを聞いております  
いわゆる施策に相反しないかどうかを聞いております。

経済課長～私は自分の担当した職務の内容の一部と考えております。

5 番～自から担当した内容でありますと、それは市長からあたえられた権限  
の一部を行使する場合には、あくまで市長の施策の範囲内の実せん件の  
限定と云うのがあるはずであります。たとへ趣旨が、たとへ関連がどう  
であろうと、目的その他の範囲において、一定範囲内があるはずであります。  
範囲その件内をはみださないで、件と云うものは市長の施策が大  
きな件であります。その件をはみださないで、まかせられたとか、あた  
えられたのがその各々の担当課の課長の権限でありますと、ただ自分に  
所属する問題であるから、その立場のみからの考え方で行動に移つたと云  
うことはどうしても~~筋~~におちない。  
つき進んで質問致します。若し漁業設定が目的でありますならば、あら  
かじめそこに計画と云うのがあるはずであります。その計画の中にお  
いて、漁業権設定をしたいと思う場所を具体的に説明して下さい。

経済課長～これは末だわかりません。

5 番～しかし責任あると云う認識のもとで指導助言にあたつておられるのに、  
只わかりませんと云うことは~~筋~~におちません。

経済課長～これはですね、漁業権と云うものは、協同漁業権が先ず一應取られる  
と云うことです。それから区画漁業権も取られると、これは一應組合が  
設立されて始めて組合の意志で決めるものでありますと、今はつきりし  
ているような段階のものではないわけであります。

5 番～ですから私は計画を聞いているわけです。

経済課長～計画としては、協同漁業権を取ると、それから区画漁業権を取ると云  
うことが今の目標になつております。

5 番～そう云うように、いわゆる漁業権設定が終局目標であると云うことは、  
課長自からの答弁で説明がありました。その位やられる認識のもとに漁  
業権をされるならば、どこからどこまで漁業権を設定するかと云う一つ  
の目標があるはずです。

経済課長～共同漁業権になりますと、いわゆる宣野湾の地域は全部と云うことに  
なるんじやないかと思います。

5 番～そう致しますと都市計画の逆にもどりますが、都市計画で計画されてい  
るところの伊佐浜地先から宇治浜地先の埋立計画ですね。これは当然そ

の権限はねらうところの漁業権設定までと云つた場合には、当局の墨立計画と、調査致しまして補償問題が必然的にここに発生して来ますね。～経済課長～はい

その場合に墨立に市当局の全体の立場から、宣野湾市発展の総合的見地から検討致しまして、適当な補償があれば墨立計画を優先すると云う見地で漁業権を、いわゆる放棄する考え方ありますか。

経済課長～これは私では一寸答えられませんが、私としてこう云ふように

5 番～質証をもつて指導にあたえられておるんだから、そう云うような答弁をして下さい。

経済課長～いわゆるこれは総合の意志で決めるべきであつた。

5 番～私は現段階の計画であるはずです；計画にあるにしろ、一定の具体的計画があるはずです。

経済課長～だからですね、これはあなたが今の質問は総合が出来て始めて

5 番～これは総成が出来て後であつて、漁業権は主管当局がその権限をあたえられた場合には認定の権限、私が今聞いているのは、漁業権設定が墨立でありますならば、ここからここまでと云うように計画があるはずです。私がお聞きしているのは計画であります。つまり漁業権設定をかく得しようとしている計画している地域は、どこからどこまでかを聞いております。

経済課長～地域は共同漁業権でありますと宣野湾の面している海は全部云うところになります。

5 番～つまり宣野湾市の行政区に接するところの公有水面は全域と解しやすくして宜しいですか。

経済課長～はい

5 番～それでは先程は良く解らないと云う答弁をしながら、今は全域と解しやすくして宜しいですかと云つたら（はい）と云うことは、

経済課長～共同漁業権としては全域だと私は解しやすくしております。それから私が申し上げているのは、区画漁業権がはつきり分らないと云うだけです。

5 番～いかなる種類だろうが、私はそれをひつくるめて漁業権そのものを質問致しております。

の目標はねらうところの漁業権設定までと云つた場合には、当局の埋立計画と、関連致しまして補償問題が必然的にここに発生して来ますね。～経済課長～はい

その場合に埋立に市当局の全体の立場から、宣野湾市発展の総合的見地から検討致しまして、適当な補償があれば埋立計画を優先すると云う見地で漁業権を、いわゆる放棄する考え方ありますか。

経済課長～これは私では一寸答えられませんが、私としてこう云ふように

5 番～責任をもつて指導にあたえられておるんだから、そう云うような答弁をして下さい。

経済課長～いわゆるこれは組合の意志で決めるべきであつた。

5 番～私は現段階の計画であるはずです、計画にあるにしろ、一定の具体的計画があるはずです。

経済課長～だからですね、これはあなたが今の質問は組合が出来て始めて

5 番～これは結成が出来て後であつて、漁業権は主管当局がその権限をあたえられた場合には明確の権限、私が今聞いているのは、漁業権設定が目的でありますならば、ここからここまでと云ふように計画があるはずです。私がお聞きしているのは計画であります。つまり漁業権設定をかく得しようとしている計画している地域は、どこからどこまでかを聞いております。

経済課長～地域は共同漁業権でありますと宣野湾の面している海は全部云うことになります。

5 番～つまり宣野湾市の行政区に接するところの公有水面は全域と解しやすくして宜しいですか。

経済課長～はい

5 番～それでは先程は良く解らないと云う答弁をしながら、今は全域と解しやすくして宜しいですかと云つたら（はい）と云うことは。

経済課長～共同漁業権としては全域だと私は解しやすくしております。それから私が申し上げているのは、区画漁業権がはつきり分らないと云うだけです。

5 番～いかなる種類だろうが、私はそれをひとつくるめて漁業権そのものを質問致しております。

経済課長～共同漁業権でありますと、当然私は全域申請するもんだと考えてお  
ります。

5 番～これには協同漁業組合と書れています。

経済課長～漁業権の中には協同漁業権と定置漁業権と権利が色々あるわけであ  
ります。

5 番～それでは今設立準備に途中であるところの■標とするところは、協同  
漁業権ですか。

経済課長～だから協同漁業権と■画漁業権を申請する様に今の所は話しは進ん  
でいるようあります。

5 番～そうすると、今の説明によりますと、両方を■標に立つて準備をして  
おるわけですね。

経済課長～はいそうです。

5 番～それは認識されているわけですね。

経済課長～はい。

5 番～認識されているにかかわらず、先程はこの■画の説明にわかりません  
と云う答弁はどう云うことですか。

経済課長～わかりませんと云うことは、■画漁業権はどこどこを取るのか、は  
つきりわかりませんと云う意味であります。

5 番～直しいです。

貴は市長にお聞きします。只今の私の質問に対する課長の答弁は市長  
のお考えと困惑であるとみなして直しいですか。若し課長の答弁に市  
長のお考えとくい違うところがあれば、はつきり説明して下さい。

市長～私のこの話を頗つたのは、5月18日にその話を聞いて、そう云  
うことは一応その業者の状態も見、政府の動向も聞いて、どう云ふ  
うになるかを説明を要けようと云うことで、宇治浦のクラブに行つたら、ほとんどの業者の方の乗りも悪くて、政府とこちらから行つた人が  
人數も多い。

これでは、はたして宣野湾市に漁業を生業として、これで生活を支え  
ていかねばならんと云う人が何名いるかと云うことが疑れたのであり  
ます。そこで課長にも、政府の方も云われておりました。これはどう  
云うねらいで組合を作ろうとしているのか、宣野湾は戦前にも漁業組

経済課長～共同漁業権でありますと、当然私は全域申請するもんだと考えております。

5 番～これには協同漁業組合と書れております。

経済課長～漁業権の中には協同漁業権と定置漁業権と権利が色々あるわけあります。

5 番～それでは今設立準備に途中であるところの目標とするところは、協同漁業権ですか。

経済課長～だから協同漁業権と区画漁業権を申請する様に今の所は話しへ進んでいるようあります。

5 番～そうすると、今の説明によりますと、両方を目標に立つて準備をしておるわけですね。

経済課長～はいそうです。

5 番～それは認識されているわけですね。

経済課長～はい。

5 番～認識されているにかかわらず、先程はこの区画の説明にわかりませんと云う答弁はどう云うことですか。

経済課長～わかりませんと云うことは、区画漁業権はどこどこを取るのか、はつきりわかりませんと云う意味であります。

5 番～直しいです。

貴は市長にお聞きします。只今の私の質問に対する課長の答弁は市長のお考えと同感であるとみなして直しいですか。若し課長の答弁に市長のお考えとくい違うところがあれば、はつきり説明して下さい。

市 長～私のこの話しを無つたのは、5月18日にその話しを聞いて、そう云うことは一応その業者の状態も見、政府の助言も聞いて、どう云うふうになるかを説明を受けようと云うことで、宇治沼のクラブに行つたら、ほとんど業者の方の集りも悪くて、政府とこちらから行つた人が人數も多い。

これでは、はたして宣野湾市に漁業を生業として、これで生活を支えていかねばならんと云う人が何名いるかと云うことが疑れたのであります。そこで課長にも、政府の方も云われておりました。これはどう云うねらいで組合を作ろうとしているのか、宣野湾は戦前にも漁業組

會を設置してうまく行かない。戰策も作つてうまく行かないことがあつて、又これを作ると云うことはどう云うことで今貿易新しく糧食を作ろうとしているかと云うことを政府の人もよく聞いていました。そう云う点について良く調査もし、宣野市はなるほど農業振興で經濟をするおそれと云うことは、これは私達市議として、こう願う處であるんだが、同じ土地を貸つて漁業をもつて宣野市を立て行こうとした方が良いか、それとも商工業でもつて立て行こうとした方が良いか色々検討、或は第1次農業でもつて立て行つた方が良いか検討においた場合には、自然この農業は進めるべきだから、これは大いに補助金も出して振興させるべきかと云う方法は誤つて来ると、こう思うのであります。ところが今課長のお話しがありましたね、これを市として阻止することは出来ないと云う話を聞かされたので、若しこれを作ると云うことであれば、これはやむえないことであつて、2、3日前にも主層のお友達で崎浜と云う方がアサリの(なえ)と云いますか小さいものをもつて来て養殖させたいと、呼んだ被官と共に一議に見に行つたのですが、若しこれがここに養殖されると、将来の豊立はどうなるか、宣野市はアサリでもつて今養殖えて行くことになるのか豊立てて商工業を盛んにするかと云うことになると、これは問題だと伺したらちつと下げて豊立ててもアサリは養殖は出来るでしようと云ふ課長の私見もありましたから、市としてはマスタートーブランにありますように、こちらを坪敷はどれだけ、どの範囲まで豊立て出来るかわからりませんが計画は未だだけれど、構想はあると、その構想のある所に、すでに計画された糧食業を防止することが出来ないと云うのが、やむえない事態ではないかと、こう云う處であつてこれを今養殖補助金を出して奨励すると云うことについては問題があるといわゆるジレンマにある。いわゆる補助金と云うことになれば議会の何にも要しますので

5番～しかば先程課長の答弁を要約致しますとその論議は、あくまで漁業糧食を設立する方々の一層同じ立場になつて、いわゆる同情して課長は動いています。そうすると今の市長の答弁とはくい違うと云うことになりますが、一体宣野市当局は、市長の考え方と違つたような方法を課長はしばらくにやつてそれで宜しいですか、更にもう1つアサリ貝はたとへば汚水、どうしても必要条件として、たとへば工場からの汚水、こう云つた汚水が流れて来る場所にも、やはり採算割のある事業業とみなさますが、アサリ貝養殖は課長に御説明願います。

經濟課長～今のアサリの養殖の場所としては、工場雨水が流れる所も出来るかと云う御質問ですが、

5番～つまりアサリ貝はですね、今先のいわゆる砂とろがまざつた所、そういう深くない所と云うような必要条件になつていきましたね、更に更にその場所にですね、いわゆる外部的要素がくわわつた場合、工場からの雨水が流れて来る場合、当然それはなんらの形ちであるようあります

合を設置してうまく行かない。戦後も作つてうまく行かないことがあつて、又これを作ると云うことはどう云うことで今度新しく組合を作ろうとしているかと云うことを政府の人も良く聞いていました。そう云う点について良く調査もし、宣野湾市はなるほど産業振興で經濟をうるおそうと云うことは、これは私達市民として、こう願う處であるんだが、同じ土地を使つて漁業をもつて宣野湾市を立て行こうとした方が良いか、それとも商工業でもつて立てて行こうとした方が良いか色々検討、或は第1次産業でもつて立てて行つた方が良いか検討においた場合には、自然この産業は進めるべきだから、これは大いに補助金も出して振興させるべきかと云う方法は決つて来ると、こう思うのであります。ところが今課長のお話しがありましたね、これを市として阻止することは出来ないと云う話を聞かされたので、若しこれを作ると云うことであれば、これはやむえないことであつて、2、3日前にも主席のお友達で端浜と云う方がアサリの(なえ)と云いますか小さいものをもつて来て養殖させたいと、呼んだ技官と共に一緒に見に行つたのですが、若しこれがここに養殖されると、将来の埋立はどうなるか、宣野湾市はアサリでもつて今後支えて行くことになるのか埋立てて商工業を盛んにするかと云うことになると、これは問題だと何したらちつと下げて埋立ててもアサリは養殖は出来るでしょうと云う課長の私見もありましたから、市としてはマスター・プランにありますように、こちらを坪敷はどれだけ、どの範囲まで埋立出来るかわかりりませんが計画は末だだけれど、構想はあると、その構想のある所に、すでに計画された組合業を防止することが出来ないと云うのが、やむえない事態ではないかと、こう云う處であつてこれを今後補助金を出して奨励すると云うことについては問題があるといわゆるジレンマにある。いわゆる補助金と云うことになれば議会の何にも要しますので

5番～しからば先程課長の答弁を要約致しますとその結論は、あくまで漁業組合を設立する方々の一層同じ立場になつて、いわゆる同情して課長は動いています。そうすると今の市長の答弁とはくい違うと云うことになりますが、一体宣野湾市当局は、市長の考え方と違つたような方法を課長は減らばらくにやつてそれで宣しいですか。更にもうユーティアサリ具はたとへば汚水、どうしても必要条件として、たとへば工場からの汚水、こう云つた汚水が流れて来る場所にも、やはり採算制のある事業とみなされますが、アサリ具養殖は課長に御説明願います。

経済課長～今のアサリの養殖の場所としては、工場雨水が流れる所も出来るかと云う御質問ですが、

5番～つまりアサリ具はですね、今先のいわゆるとどろがまさつた所、そういう深くない所と云うような必要条件になつていきましたね、更に次にその場所にですね、いわゆる外部的要素がくわわつた場合、工場からの汚水が流れて来る場合、当然それはなんらの形ちであるようあります

す。そう云う所でもアサリ貝の養殖は可能ですか、有はんとく相手であります。  
経済課長～これがどく御であれば当然死ぬと思いますが、当然汚れものは非常  
に多いそうです。

5 番～複雑な污水が流れる流域でなければ良いわけですね。大いに汚いのが  
経済課長～はい。（かえつてよいそうです）

5 番～今の公有水面整備、伊佐地先から宇地浦地先までの40万坪前後の整備  
が板になんとかの事情で不可能だとしても、その海岸一帯はやはり都計  
の環途地域で工業地帯として指定されております。そう致しましたならば、  
そこにおもいを致しませんならば、工業地帯にあるからにはいかなる  
工業もやはり誘致すべきと云う前提で我々は都計事業を進めなければ  
いかんはずと思います。その場合、それに漁業権を認めなければいけん  
設定してそこにアサリ貝を養殖した場合に候、既成事実はあって、工業  
を誘致出来ないとなつた場合には、又更に大きな補償問題になります。  
そう云つた問題を顧慮して、この問題を検討しました場合には、一漁業  
組合の設立の問題と決してなくして、宣野湾市の将来に向つての都市計  
画、発展するかしないかと云う重大な問題と、どうしても切つても切れ  
は本せない重要な問題であります。こう云う重要な問題を、今先の若狭では、  
はつきり分りました神戸市長の考え方と農業の考え方とくじ離つてゐるよう  
需要が高まると云ふことは、彼々としては、どうして多納納め  
来ません。その辺の弊はもう少し誰が聞いても何人が聞いても納得出来る  
様な歩み方を当局様してもらひない、一応この要望を質問致します。

9 番～（2番省略して、3番に替ります）  
世間に上れば、1965年商業高校が宣野湾か、浦添町のどちらかに設  
立が予想されますが、本市としての受け入れ計画がなされていませんか。  
お伺い致します。

市長～この受け入れ計画と言るのは、説教対策でせうね。おつしやる通り、該  
局の文教局の計画でえりも多年に商業高校を出来るだけ施設を設立したい  
と云う意向があります。それ舊私市長と致しまして、もん個とかして  
宣野湾市にこれを説教したいというふうに、これまで努力もし、話し合  
事進めております。その点一ツ是非これがうまく結ぶ態に、皆さんのお  
協力をお願いしたとどう思います。

9 番～コサ地区としましては、以前に、コサ中央病院の問題みたいに、またそ  
場になつてから何らかの如める、暫く一年以内に歎息の予算にも要  
われて來ると云うふうに予想される問題に対する、こう云う計画はあつ  
ても早すぎるだらうと云う様な何んであります。遅くなつてからそろそ  
ろ色々と該有地の問題とか、色々と検討なされる時期じゃないかとこう

す。そう云う所でもアサリ具の養殖は可能ですか。

経済課長～これがどく物であれば当然死ぬと思いますが、当然な汚れものは非常に良いそうです。

5 番～特別な汚水が流れる流域でなければ良いわけですね。

経済課長～はい。（かえつてよいそうです）

5 番～今の公有水面埋立、伊佐地先から宇地泊地先までの40万坪前後の埋立が仮になんだかの事情で不可能だとしても、その海岸一帯はやはり都計画の用途地域で工業地帯として指定されております。そう致しましたならば、そこにねもいを致しましたならば、工業地帯にあるからにはいかなる工業もやはり譲り受けべきと云う前提で我々は都計事業を進めなければいかんはずと思ひます。その場合、すでに漁業権を進めなければいかん設定してそこにアサリ具を養殖した場合には、既成事実はあって、工業を誘致出来ないとなつた場合には、又更に大きな補償問題になります。そう云つた問題を関連して、この問題を検討しました場合には、一漁業組合の設立の問題ところでなくして、宣野湾市の将来に向つての都市計画、発展するかしないかと云う重大な問題と、どうしても切つても切れない重要な問題であります。こう云う重要な問題を、今先の答弁ではつきり分りました様に市長の考え方と課長の考え方とくい違つているよう動きが車実そここにあると云うことは、我々としては、どうしても納得出来ません、その辺の廻はもう少し誰が聞いても何人が聞いても納得出来る様な歩み方を当局はしてもらえない。一応この程度を質問致します。

9 番～（2番目省略して、3番目に移ります）

世評によれば、1965年商業高校が宣野湾か、浦添村のどちらかに設立が予想されますが、本市としての受け入れ計画がなされていますか、お伺い致します。

市長～この受け入れ計画と云うのは、誘地対策でせうね、おつしやる通り、政府の文教局の計画で1965年に商業高校を出来るだけ南部に設立したいと云う意向があります。それが私、市長と致しましても、何とかして宣野湾市にこれを誘地したいというふうに、これまで努力もし、話し合も進めております。この点一つ是非これがうまく行く様に、皆さんのご協力をお願いしたとこう思います。

9 番～コザ地区としましては、以前に、コザ中央病院の問題みたいに、どたん場になつてから何らかんら始める。特に一ヶ年以内に政府の予算にも委ねられて来ると云うふうに予想される問題に対して、こう云う計画はあつても早すぎるだろうと云う様な何んでありますと遅くなつてからそろそろ色々々と校有地の問題とか、色々と検討なされる時期じやないかとこう

思ふ訳であります。

議長～暫く休憩致します。(午前 11 時 55 分)

議長～再開致します。午後零時 10 分)

5 番～9番議員の1番の質問事項と関連して、更に質問点をここで明確にしてもらおうために経済課長に質問致します。  
法人組織の漁業組合を設立するに当りまして、その構成員である組合員に一定の法的条件がありますか、組合員となる必要条件がありますか、その条件を明確にここで説明願いします。

経済課長～これは組合法によりまして1ヶ年の内30日から90日間の間に最低の旨時をもうけて、これを定款にうたうわけであります。最低は30日以上となるわけであります。1ヶ年の内漁業に從事する日数が30日

5 番～最低30日

経済課長～はい。しかし定款に30日から90日間の内に決めて、定款を作成するようになつております。

5 番～法的必要要求条件は最低30日ですね。そして設立する団体の定款には必要書類をいわゆる尾款に記載するわけですね。

経済課長～はい30日から90日間です。

5 番～指導助言に賃金を感じて、あたつてこれだと云う話しありましたが、更に繰り返して申し上げます。ある地区から個々名、ある地区から個々名と構成の人數を説明致しました。この人事に今説明致しましたこの条件に全部適合者ですか。

議長～この審査は私は未だやつておりません。

5 番～それもされないで、指導助言の立場にあたると云うこととは、いかなる権限で市長からいかなる権限をあたえられて、そう云う行動をしたんですか。課長は。

経済課長～それはされません。この審査はですね、これは設立者起人が政局にこれは認可申請の場合に、証明書が要るようになつております。だからあくまでもその賃金は単個員の賃金であります。だからそれを審査する権限も政府にあるわけであります。

5 番～証明書なるものはどこから発行しますか。

愚う訳であります。

議長～暫く休憩致します。(午前11時55分)

議長～再開致します。午後零時10分)

5番～9番議員の1番の質問事項と関連して、更に質問点をここで明確にしてもらうために経済課長に質問致します。

法人組織の漁業組合を設立するに当りまして、その構成員である現組合に一定の法的条件がありますか、組合員となる必要条件がありますか。その条件を明確にここで説明願いします。

経済課長～これは組合法によりまして1ヶ月の内30日から90日間に最低の日数をもうけて、これを定期にうたうわけでありますが、最低は30日以上となるわけであります。1ヶ月の内漁業に従事する日数が30日

5番～最低30日

経済課長～はい。しかし定期に30日から90日間の内に決めて、定期を作成するようになつております。

5番～法的必要要求条件は最低30日ですね。そして設立する団体の定期には必要日数をいわゆる定期に記載するわけですね。

経済課長～はい30日から90日間です。

5番～指導助言に責任を感じて、あたつてこれだと云う話しがありました。更に繰り返して申し上げます。ある地区から個々名、ある地区から個々名と構成の人数を説明致しました。この人数に今説明致しましたこの条件に全部適合者ですか。

議長～この審査は私は未だやつておりません。

5番～それもされないで、指導助言の立場にあたると云うことは、いかなる権限で市長からいかなる権限をあたえられて、そう云う行動をしたんですか。課長は、

経済課長～それもされないで、この審査はですね、これは設立発起人が政府にこれは認可申請の場合に、証明書が必要になります。だからあくまでもその責任は準備員の責任であります。だからそれを審査する権限も政府にあるわけであります。

5番～証明書なるものはどこから発行しますか。

経済課長～設立準備員がやります。

5 番～これは極いある証明です。自から内部の証明も自から発行するわけでありますか。おう、なる程な感じですか？

経済課長～準備員が責任をもつてあります。それに対しては、その責任を負うべきであるに過ぎないと思います。

5 番～準備員は當組合のやがて設立される組合の構成員ですね。この構成員の中から準備員になつては良かですか。

経済課長～それはそれでいいのです。

経済課長～準備員が呼びかけて立いわゆる組合にはいろいろとする人々を集めるとだけです。これらの人たちは、その組織の運営に携わる者たちの身分を証明するのに使われるのです。たとえば、主婦の場合は夫の職業を証明するなど、各種のもの

5 番～当然この準備員は設立された組合の組合員になりますか。

経済課長～はい。

5 番～これも条件ですか。たとえば組合の準備員は、組合員として、他の組合員の方たちと一緒に活動するのです。

経済課長～はい。

5 番～自分の準備員たる立場で自ら手を貸す、お手を貸すなどして、その組織の準備員は

5 番～結構はやがて設立されるその組合員が、自からの身分を証明することになるわけですね。

経済課長～はい。

経済課長～準備員が結構、今組合に入ろうとしている人々は、これは定款にもらわれたその組合員の資格があるんだと云う承諾書は政府に対して出すわけ

5 番～あります。それの証明書を出すわけあります。

5 番～それはから他の組合員たる立場で、お手を貸すなどして、その組織の準備員は

5 番～設立の準備員がでしょう。

経済課長～準備員がです。やつてお分かりました。

5 番～結構そのやがて設立しようとしている組織の構成員となるんとする人の発行する証明書ですか。そのことをもって、運営につなげられます。

絏済課長～はい。

5 番～と云うことは自からの立場の証明書はどうするんですか、そこ、だから

5 番～あくまでもその立場の証明書を出さなくてはなりません。

絏済課長～だから主席が疑がなければ審査しても良いし。

5 番～この申請手続に関連して市当局がタッチしなければいけない骨があつたら説明して下さい。

経済課長～設立準備員がやります。

5 番～これは権いある証明です。自から内部の証明も自から発行するわけですか。

経済課長～準備員が責任をもつわけあります。それに対しては、

5 番～準備員は当組合のやがて設立される組合の構成員ですね、この構成員の中から準備員になつても良いですか。

経済課長～準備員が呼びかけて、いわゆる組合にはいろいろとする人々を集めることであります。

5 番～当然この準備員は設立された組合の組合員になりますか。

経済課長～はい

5 番～これも条件ですか。

経済課長～はい

5 番～結局はやがて設立されるその組合員が、自からの身分を証明することになるわけですね。

経済課長～準備員が結局、今組合に入ろうとしている人々は、これは定款にもらえたその組合員の資格があるんだと云う承認書は政府に対して出すわけあります。それの証明書を出すわけあります。

5 番～設立の準備員がでしょう。

経済課長～準備員がです。

5 番～結局そのやがて設立しようとしている組織の構成員とならんとする人の発行する証明証ですか。

経済課長～はい。

5 番～と云うことは自からの立場の証明証はどうするんですか、

経済課長～だから主席が疑がしければ審査しても良いし。

5 番～この申請手続に間違して市当局がタッチしなければいかない分があつたら説明して下さい。

例えば審査の場合、或は組合員が発行した証明書は、眞実にまちがいな  
いかと、保証する証明等、

経済課長～そう云うことはありません。

5番～貴は市長に更に質問致します。  
都計事業を遂行して行く観見地に立つてこの問題を検討致しました場合には、奨励する立場にはないと云う市長の考え方がありましたが、奨励する意味がないと云うことは、それが意としている方向にそのまま漁業権設定にまで、もつて行かれた場合には、宜野湾市の都計事業が、やはりそれをしないよりは、スムースに行かない。いわゆる支障をきたす、寧ろ支障でなくて大きな財政的負担をともなう支障であります。これを設立しない現在においても明りようであります。判然としております。そこでそう云う認識に立つた場合は、当然に認可の権限をもつてゐる政府当局に対しまして、宜野湾市の意志表示をなされる考え方はありますか、あたえられてしまつてからは、すでに時おそしと云うことは、これはみなすぎた問題であります。

6番～先に申し上げたように、5番さんはもうみなすぎると言ふようにおつしやつてゐるが、私はこれを奨励にもつて行くまでには、もつと検討を要すると、いわゆるいはないと今直々打ちけすと云うことでもないし、先の様に今の聖立事業が行われても、ゾゴと漁業その事業は継続して廻りに、組合を作つてちゃんとこの漁業で行こうと準備をしてから、都計の整立をしたためにこれがむだになるようなことがおこるとすれば、これは待つてもらわなければいかないと思います。若しさじつかえなく、廻りに補償なんかもらひないでこれを統けられるもんであれば、今からでも良いと厭うんですが、どうしても先に申し上げました様に宜野湾市をどの漁業でもつて運来、これから進めて行くかと云うことになりますと、水産業で行くか、商工業で行くか、或は第一次漁業の農耕で行くかと云うことを充份に済めてから、よしこれで行こうと云う向に主力を向けて奨励を進めたいと、いわゆる補助金もし、準備もさせてからに又これではゾゴと云ふこと、そう云うことを大いに検討してからでないと、これをやめなさいとか、或は、補助金を出して奨励すると云うことを出来ないんではないかと、現在の所未だ計画にはなあんだけれども、聖立構想はもつてゐるんだが、それと今の組合とをどう云うふうに、これを持つて行くかと、将来こう云う構想をもつてゐるんだが、これに対しては補償とか何にもいらないか、いらぬで、たとえそれを行われてもこの組合が立つて運ばると云うことであれば、水産業も進めやることになりますので、良いんではないかとこう思ふのであります。

5番～聖立計画の場所がその通り聖立されなくても、その沿岸一帯はやはり工業用地として用途地になつております、そう云うことも都計事業の一

例えば審査の場合、或は組合員が発行した証明書は、眞実にまちがいがないかと、保証する証明等、

経済課長～そう云うことはありません。

5 番～次は市長に更に質問致します。

都計事業を遂行して行く瀬見地に立つてこの問題を検討致しました場合には、奨励する立場にはないと云う市長の考え方がありましたが、奨励する意味がないと云うことは、それが意としている方向にそのまま漁業譲権設定にまで、もつて行かれた場合には、宣野湾市の都計画事業が、やはりそれをしないよりは、スムースに行かない。いわゆる支障をきたす、單なる支障でなく大きな財政的負担をともなう支障であります。これを設立しない現在においても明りようであります。判然としております。そこでそう云う認識に立つた場合は、当局に認可の権限をもつている政府当局に対しまして、宣野湾市の意志表示をなされる考えはありますか、あたえられてしまつてからは、すでに時おそしと云うことは、これはみなすぎた問題であります。

市長～先に申し上げたように、5番さんはもうみなすぎると云うふうにおつしやつているが、私はこれで奨励にもつて行くまでは、もつと検討を要すると、いわゆるいけないと今直ぐ打ちはすると云うことでもないし、~~先の~~先の様に今の埋立事業が行われても、~~一方~~と漁業その事業は継続して開拓に、組合を作つてちゃんとこの産業で行こうと準備をしてから、都計の埋立をしたためにこれがむだになるようなことがおこるとすれば、これは待つてもらわなければいかないと思います。若しさしつかえなく、別に補償なんかもらひないでこれを続けられるもんであれば、今からでも良いと思うんですが、どうしても先に申し上げました様に宣野湾市をどの産業でもつて盛來、これから進めて行くかと云うことになりますと、水産業で行くか、商工業で行くか、或は第一次産業の農耕で行くかと云うことを充分に決めてから、よしこれで行こうと云う向きに主力を向けて奨励を進めたいと、いわゆる補助もし、準備もさせてからに又これでは~~が~~がんがといかんと、そう云うことを大いに検討してからでないと、これをやめなさいとか、或は、補助金を出して奨励すると云うことは出来ないんではないかと、現在の所未だ計画にはないんだけれども、~~の~~埋立の埋立構想はもつてゐるんだが、それと今の組合とをどう云うふうに、これを持つて行くかと。将来こう云う構想をもつてゐるんだが、これに対しては補償とか何にちいらないか。いらないで、たとえそれを行われてもこの組合が立つて行けると云うことであれば、水産業も進めつることになりますので、良いんではないかとこう思つております。

5 番～埋立計画の場所がその通り埋立されなくても、その海岸一帯はやはり工業用地として用途地になつております。そう云うことも都計事業の一

部であります。この問題にあくまで公平な立場で判断して、そしてしかるべき市長の出るべき態度を取つてもらうことを要望します。更に、課長におたずね致します。この前調査した政府の方が来られて、その結果アサリ貝の養殖として適当な場所であると云う結論が出たと云う説明がありましたか、9月何日ありましたか、

経済課長～當時はつきりおぼえておりませんが、後で目撃帳を、

5 番～先程の答弁では何にか月日まで説明がありましたか、

経済課長～あれは5月18日説明会であります。そのときの資料類は先ほどお見せいたしました。

5 番～説明会ですか、18日～どちらで開催されたのですか、

経済課長～はい、これは5月18日午後2時半から午後3時半まで開催されました。

5 番～この説明会の場合には役所から誰々が出席致しましたか、

経済課長～市長さんと私と係の3名であります。

5 番～市長と課長と係3名ですね、何に就いて説明されたのですか、

経済課長～係は1名です。次が行われて、次の係が次の係に依頼して次が行われて、

5 番～合計3名ですね、これが何に就いてこのように説明されたのですか、

経済課長～はい、これはいかにも公的説明をする感じであります。

5 番～説明会はどこでもだれましたか、

経済課長～字地浦の公民館です。それなりに丁寧に説明を受けたと

5 番～この前議会の再開時にや後の休憩の時間を利用して漁港として善來館があるかどうかと云う間から日本政府から派遣された漁港、築港に関する技官の検査がありました、その検査の責任はなんの責任であつたか、もう一度ここで説明願います。

市長～前に都計關係でこちらに2、3名の方を議会で招請しましたが、あの方々は陸立や活潑については、私は全然知識がないから、専門家を云う面についての、知識をもつた方々が近目見えるはずだからその陸立や

港湾については、そう云う人々の指導を受けるようにと云うことになりましたので、幸いに都計關係の方で今藤申野と云う方が見えたので、宣

部であります。この問題にあくまで公平な立場で判断して、そしてしかるべき市長の出るべき態度を取つてもらうことを要望致します。更に、課長におたずね致します。この前調査した政府の方が来られて、その結果アサリ貝の要殖として適当な場所であると云う結論が出たと云う説明がありましたか、9月何日でありましたか。

経済課長～當時はつきりおぼえておりませんが、後で日記帳を、

5 番～先程の答弁では何にか月日まで説明がありましたか、

経済課長～あれは5月18日説明会であります。

5 番～説明会ですか。18日

経済課長～はい。

5 番～この説明会の場合には役所から誰々が出席致しましたか。

経済課長～市長さんと私と係の3名であります。

5 番～市長と課長と係3名ですね。

経済課長～係は1名です。

5 番～合計3名ですね。

経済課長～はい。

5 番～説明会はどこでもたれましたか。

経済課長～宇治の公民館です。

5 番～この前議会の再開中に午後の休憩の時間を利⽤して漁港として将来性があるかどうかと云う面から日本政府から派遣された漁港、漁港に関する技官の視察がありました。その視察の目的はなんの目的であつたか。もう一度ここで説明を願います。

市長～前に都計關係でこちらに2,3名の方を議会で指導しましたが、あの方々は埋立や港湾については、私達は全然知識がないから、特に又そういう面についての、知識をもつた方々が近目見えるはずだからその埋立や港湾については、そう云う人々の指導を受けるようにと云うことでありましたので、幸いに港湾關係の方で今度中野と云う方が見えたので、宣

野湾市の海岸の将来、今建立の構想があるんだが、これについてどう云うふうに、あなたが見られて感じられますか、或は将来港もほしいと云う声がありますが、宜野湾市に港を置いて適當であると思われますが、云うことを見先ず、そう云うことをしん断してもらいたいと云う趣から、特に最近は建立、それから今の様な港の問題も議会の指標、或は市長の方からもささい聞かれることでありますので、その指導助言を得るために宜野湾市の目録はなかつたんだが、古から帰えられたと云うことを聞いて電話で連絡したら来ても良いと云うことで、お呼びしたわけあります。

5番～自効の席で答弁は総務ですから課長に質問致します。組合設立に責任をもつて指導助言にあたつておられますから、当然その見通しもついては必ずあります。法約認可は何時の見通しですか、協同組合設立の認可です。

経済課長～来月の4日に創立準備会を予定しておりますから、それが終りましたら準備員が直ちに認可申請をするようになつておりますので、準備員が何目に申請書を出すか、この認可申請を出す日によつて變るわけありますが、認可申請が出てから1ヶ月以内に主席は許可するしないの回答を出されなければいけないと、それから2ヶ月なつても主席が何等回答がない場合は自然約に認可されたと云うことに見なされるわけであります。

5番～私がお聞きしておりますのは、これはいわゆる結成の目標に向つて進みつつあります。そこで審手続を経て法人組織としての、いわゆる組織成立まで何時頃を見越しておりますか、登記、その他のすべての必要手続を得て完全に何々漁業組合が法約に組織されたと云う目は何時頃を置いておりますか。

鶴崎課長～だからそ~~の~~に建立準備会が委員会後が、短期間で關係書類を備えて届けるかが問題になりますが、仮に10日とした場合には、14、15日申込書に出せるわけですから、それから1ヶ月以内に適用かの回答が来るわけです。それで許可になれば、それから出資の払込みを完了してそれから登記することになります。<sup>順調に行つて後2ヶ月位はかかると思つております。</sup>まことに、その他の手續はなん等はまだ決めておりません。<sup>まことに、その他の手續はなん等はまだ決めておりません。</sup>

5番～漁業組合の政府からの説明会ですか、～(はい)

ヤー説明会がございました場合には政府のどなたが来られましたか、～(はい)

経済課長～政府は、水産課が主に前演と云う方、～(はい)

5番～前演ですか、～(はい)～(はい)その人の肩書きは、

野湾市の海岸の将来、今埋立の構想があるんだが、これについてどう云うふうに、あなたが見られて感じられますか、或は将来港もほしいと云う声がありますが、宜野湾市に港をおいて適當であると思われますかと云うことを見たず、そう云うことをしん断してもらいたいと云う趣から、特に最近は埋立、それから今の様な港の問題も議会の皆様、或は市長の方からもささいに聞かれることでありますので、その指導助言を得るために宜野湾市の日程はなかつたんだが、古から帰えられたと云うことを見て電話で連絡したら来ても良いと云うことで、お呼びしたわけあります。

5 番～自分の席で答弁は結構ですから課長に質問致します。組合設立に責任をもつて指導助言にあたつておられますから、当然その見透しもついていはります。法約認可は何時の見透しですか、協同組合設立の認可です。

経済課長～来月の4日に倉立総会を予定しておりますから、それが終りましたら準備員が直ちに認可申請をするようになりますので、準備員が何目に申請書を出すか、この認可申請を出す目によって變るわけありますが、認可申請が出てから1ヶ月以内に主席は許可するしないの回答をさなければいかないと、それから2ヶ月なつても主席が何等回答がない場合は自然的に認可されたと云うことに見なされるわけあります。

5 番～私がお聞きしておりますのは、これはいわゆる結成の目標に向つて進みつつあります。そこで諸手続を備えて法人組織としての、いわゆる組織成立まで何時頃を見起しておりますか、登記、その他すべての必要手続を得て完全に何々漁業組合が法的に組織されたと云う目は何時頃を置いてしておりますか。

経済課長～だからその埋立準備員が委員会後が、短期間で関係書類を備えて出しえるかが問題になりますが、仮に10日とした場合には、14、15日申旬頃に出せるわけですから、それから1ヶ月以内に適用かの回答が来るわけです。それで許可になれば、それから出資の払い込みを完了してそれから登記することになります。~~順調~~・<sup>だから</sup>順調に行つて後2ヶ月位はかかると思つております。

5 番～漁業組合の政府からの説明会ですか、～(はい)  
説明会がございました場合には政府のどなたが来られましたか。

経済課長～政府は、水産課からは前泊と云う方。

5 番～前泊ですか、～(はい)  
その人の書は、

経済課長～組合關係の指導をやつております。

5 番～政府における地位は、今までの質問を参考にされ、これについてお答え下さい。  
5 番～この地位は、ほつきりわかりませんが、とにかく水産のそう云う組合關係を指導しているようあります。それから協同組合課は、新垣と云う人と城間と云う人と3人であります。このうちの3人は、主として漁業組合の事務を担当するものとおもいますが、これが何であるかは、まだよくわかりません。  
5 番～前油さんは漁業組合の係ですか？  
5 番～漁業組合の係ですか？  
5 番～組合課の職員ですか？  
5 番～私は前油さんと並んで、漁業組合の職員であります。このことは、私が前油さんと並んで、漁業組合の職員であります。  
5 番～私は今お聞きしているのは、政府のどの課の、どの係に所属するかと云うことあります。私はさういふことはお聞きしません。私は自分が得子に所属するところを答へなければなりません。私は自分が得子に所属するところを答へなければなりません。  
5 番～経済課長～組合の設立については、もつばら協同組合課であります。  
5 番～では前油さんは協同組合課の職員ですか？

5 番～ではない。協同組合課から来たのは新垣と云う人と城間と云う人です。  
5 番～その地位は、ほつきりわかりませんが、これが何であるかは、まだよくわかりません。  
5 番～前油さんの地位はわからないですか。  
5 番～私は前油さんと一緒に、漁業組合の職員であります。  
5 番～この人はトドケる連合が出来た後、不審組合等を廣く内面的に指導して、健全組合にして行くために、事業面を通しての指導者ではないかと思ふ。その立場で事務官としてあるが、内面的に指導をされて居るといふのが相性がいい。内面的指導をするには、まあ、1年以内に成る事務官です。  
5 番～設立、その他の手続上での困りに困ります。  
5 番～設立、その他の手續上での困りに困ります。  
5 番～はいわかりました。

9 番～納税、週間を設けて、基礎条例による徴収、その成績と、尚未納税に対する、再確について説明を願います。

市長～この点、明目の基礎徴収の場合の成績は、一万百やらいの徴収が出来たと云うことは頗っていますが、悪い点は主管課長の方で答弁していただきます。

経済課長～組合關係の指導をやつております。

5 番～政府における地位は、

経済課長～地位は、はつきりわかりませんが、とにかく水産のそう云う組合關係を指導しているようあります。それから協同組合課は、新垣と云う人と城間と云う人と3人であります。

5 番～前泊さんは漁業組合の係ですか。

経済課長～別に係と云うことではなくて、そう云う組合の運用面を指導しております。

5 番～組合課の職員ですか。

経済課長～組合課の職員ではない。

5 番～私が今お聞きしているのは、政府のどの課の、どの係に所属するかと云うことあります。

経済課長～組合の設立については、もつばら協同組合課であります。

5 番～では前泊さんは協同組合課の職員ですか。

経済課長～ではない、協同組合課から来たのは新垣と云う人と城間と云う人です

5 番～前泊さんの地位はわからないですか。

経済課長～この人はいわゆる組合が出来た後、不審組合等を良く内面的に指導して、健全組合にして行くためには、事業面を通しての指導者ではないかと思う。

5 番～設立、その他の手続上の、出にそう云う面にタッチする方ですね。

経済課長～はい。

5 番～はいわかりました。

9 番～納穀、週間を設けて、基礎条例による徴収、その成績と、尚未納穀に対する、再確について説明を願います。

市長～この点、明目の基礎徴収の場合の成績は、一万八百九ぐらいの徴収が出来たと云うことは知っていますが、細い点は主管課長の方で答弁していただきます。

財政課長～今の市長さんの答弁で、一万百事と申し上げましたのは、（まだ日  
微課）を併せてございますが、実際にその納税運動週間は、4月11日  
から25日まで、15日間行なわれていますが、その間で、届納員を  
任命しまして、42名がこの微課に従事しております。それで、出張微  
課を主にして、納まつた、金額が、普通課で、\$5,984,38、  
それから改訂課が\$996,70合計\$9,981,08という金額が微  
課されております。それから2番目の未納課に対する対策でございま  
すが、微課を従事員で、強化するという一言につる誤であります。が、  
實に未納課が多い地域は、野嵩、普天間、普天間工区そして、大謝  
名とこういう都市形態を有する地域が非常に、こう成績が悪い、それ  
で今後この従事面の強化も重点的にこの地域を従事面で強力に進めて行  
きたいとこう思ひます。それで各部落への出張微課は、もちろんあります  
が、實にこの替納金で時効~~力~~に近い、古い窮屈から脱離をして  
行きたいとこう云うふうに考えております。

○去つた予算議会の場合に、従事を強化すると云うことについて、市長  
は、そういう話し合ひを持ちましたが、とても實んで是非未納課につ  
いて、是非法的取扱いをしてでも才なされるようにして、皆さんが従  
事された、課題は皆さんが出して多いに事業を行なわしてもらうと、  
こう云うことに対しては、市民はとても好感を持つております。それ  
で今後その従事面においてこう云う週間ばかりではなくして、又この  
未納課においても従事週間申込は、色々とされます様、まあ仕事の都合で~~で~~持つて行けなかつたと云う事情で、従事出来なかつた所もあると思  
いますが、ある週間だけを設けて、これだけで放棄する様な方で  
あつた場合には、荒唐みたいな、形になると云う様な面が考えられる  
のであります。もつと強化して、従事なりその方法を講じて、納税成  
績を上げる様な努力をしていただきたい。

財政課長～この面では、新年號1月から行政區の再編~~も~~ありますし部落において  
のそう云う納税面の啓~~め~~報談会こう云うことも一兼計画してみたいと思  
つております。それと部落民のそう云う納税思想の啓~~め~~報と云うござい  
ますし、又これから、それとつけ加えまして、従事吏員の資質の向上、  
すなわち技術的に従事技術~~も~~がもつと公約にも、明るく、そして實んでそ  
の窮屈を納めてもらうとこう云う面で職員間の研究も今後は、どしえや  
つに行きたいとこう思つております。

5番～今先の答弁の中に、成績が悪い地域として、大謝名、普天間、こういう  
都市形態を有する地域と云うふうに描寫されていますが、この都市  
形態を有していると云う見方からすれば、那覇市は、真野新湊市と比較~~し~~  
した場合には、全部都市形態を有しています。その都市、全行政區都  
市均縦経済を有している。那覇市の方が、新聞紙上の記述によりますと、  
7~80%台の成績を上げております。そこで組織的形態であるから、  
そう云う現状でもいいという気持はもち論ないはずと思ひますが、今後  
はやればああいうふうに那覇市見たいに90%台の所まで、こぎつけて

財政課長～今の市長さんの答弁で、一万八百事と申し上げましたのは、（まど口徴収）を併せてございます。実際にその納税運動週間は、4月11日から25日まで。15日間行なわれていますが、その間で、出納員を任命しまして、42名がこの徴収に働いております。それで、出張徴収を主にして、納まつた、金額が、普通徴で、\$5,984,38、それから教育徴が3996.70合計9,981.08という金額が徴収されております。それから2番目の未納徴に対する対策でござりますが、徴収を徴収員で、強化するという一言につる訳であります。特に未納徴額が多い地域は、野嵩、普天間、普天間二区そして、大謝名とこういう都市形態を帯びた地域が非常に、こう成績が悪い、それで今後の徴収面の強化も重点的にこの地域を徴収面で強力に進めて行きたいとこう思います。それで各部落への出張徴収は、もち論でありますが、特にこの特納徴金で時効うに近い。古い徴金から整理をして行きたいとこう云ふうに考えております。

去つた予算議会の場合に、徴収を強化すると云うことについて、市民徴、そういう話し合いを持ちましたが、とても喜んで是非未納徴について、是非法的取扱いをしてでも止むなされるようにして、皆さんが徴収された、徴額は皆さんが出して多いに事業を行なわしてもらうと、こう云うことに対しては、市民はとても好感を持つております。それで今後その徴収面においてこう云う週間ばかりではなくして、又この未納徴においても徴収週間に申は、色々とされます様、まあ仕事の都合で持つて持つて行けなかつたと云う事情で、徴収出来なかつた所もあると思ひますが、ある週間だけを設けて、これだけで放置する様な方であつた場合には、従来みたいな、形になると云う様な面が考えられるのであります。もつと強化して、徴収なりその方法を斟酌して、徴収成績を上げる様な努力をしていただきたい。

財政課長～この面では、新年後1月から行政区の再変もありましたし部落においてのそう云う納徴面の啓発談会こう云うことも一様計画してみたいと思つております。それと部落民のそう云う納徴思想の啓発と云うでござりますし、又これから、それとつけ加えまして、徴収吏員の資質の向上、すなはち技術的に徴収技術がもつと公的にも、明るく、そして喜んでその徴金を納めてもらうとこう云う面で職員間の研究も今後は、どしきやつて行きたいとこう思つております。

5 番～今先の答弁の中に、成績が悪い地域として、大謝名、普天間、こういう都市形態を帯びている地域と云うふうに指摘されていますが、この都市形態を帯びていると云う見方からすれば、那覇市は、宜野湾市と比較した場合には、全部都市的形態を帯びています。その都市、全行政区都市的経済を帯びている。那覇市の方が、新聞紙上の記事によりますと、7～80%台の成績を上げております。そこで組織的形態であるから、そう云う現状でもいいという気持はもち論ないはずと思ひますが、今後はやればああいうふうに那覇市見たいに90%台の所まで、こぎつけて

行くのがこれが又普通のあり方じやないかと思います。そこで漸しく要つた財政課長にお聞きしますが予算に計上された額の才八よりも、それ抵われないで、もつと90合の目標に貢献業者に努力する考えはありますか、どうか、努力したい考えはありますか。

財政課長～努力します。

5番～結構です。

10番～特に御苦勞さんでございます。今の約1万事は何年要分でありますか。

財政課長～これは63年度からずっと古い50年度の積金まで含まれております

議長～若い時代を拝借しまして、舊括約な質問があれば、簡潔にお願いします。

議長～暫く休憩致します。(午後零時30分)

議長～再開致します。(午後1時)

議長～以上もつて全會終了致しましたので、第11回富野市議会定例会を開会することに致します。皆様には長期間にわたり慎重なる御審議をしていただき、どうも御苦勞賜りました。

閉会(午後1時1分)

上記議会の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署する。

1963年11月21日

直野市議會議長 古賀義清

議事録署名議員

  
仲村義九

行くのがこれが又普通のあり方じやないかと思います。そこで新しく変つた財政課長にお聞きしますが予算に計上された額の才入よりも、それ  
扱われないで、もつと90台の目標に徴税業務に努力する考えはあります  
が、どうか、努力したい考えはありますか。

財政課長～努力します。

5 番～結構です。

10番～特に御苦勞さんでございます。今の約1万円は何年度分でありますか。

財政課長～これは63年度からずつと古い56年度の積金まで含まれております

議長～若1の時間を拝借しまして、総括的な質問があれば、簡潔にお願いします。

議長～暫く休憩致します。（午後零時30分）

議長～再開致します。（午後1時）

議長～以上もつて全日程終了致しましたので、第11回宜野湾市議会定期会を閉会することに致します。皆様には長期間にわたり慎重なる御審議をしていただき、どうも御苦勞様でした。  
閉会（午後1時1分）

上記議会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署する。

1962年1月5日  
宜野湾市議会議長 古瀬藏 清次郎

議事録署名議員

仲村吉光